(仮称)パシフィコ・エナジー 南伊豆洋上風力発電事業 計 画 段 階 環 境 配 慮 書

【要 約 書】

令和元年8月

パシフィコ・エナジー株式会社

目	次
	× •

第1章	第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
第2章	第一種事業の目的及び内容
2.1.	第一種事業の目的1
2.2.	第一種事業の内容
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況
	自然的状況
3.2.	社会的状况12
第4章	第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果19
4.1.	計画段階配慮事項の選定の結果19
4.2.	調査、予測及び評価の手法
4.3.	調査、予測及び評価の結果 24
4.4.	総合的な評価
第5章	計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 65

本書に掲載されている地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 50000(地図画像)及び電子地形図 20万を複製したものである。 (承認番号 令元情複、 第 426 号) 本書に掲載されている地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。 (承認番号 令元情使、 第 383 号)

第1章 第一種事業を実施しようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事業者の名称	パシフィコ・エナジー株式会社
代表者の氏名	代表取締役 松尾 大樹
主たる事務所の所在地	東京都港区六本木 3-2-1 六本木グランドタワー37 階

第2章 第一種事業の目的及び内容

2.1. 第一種事業の目的

近年の世界的なエネルギー安定供給や地球温暖化の課題を解決するための手段として、我が国は 原子力発電を基幹電源として推進してきた。しかし、平成23年3月の東日本大震災に伴う福島第 一原子力発電所事故による国土・経済・人身に対する甚大な被害の結果、全国の原子力発電所が稼 働停止となり、現在においても長期にわたる安全性の検証作業が続けられ、その稼働率を大きく落 としている。また、その結果として、東日本大震災以降、我が国はエネルギー源を価格変動が激し い化石燃料の輸入に大きく依存しており、エネルギー自給率はわずか8.3%に留まる。化石燃料は有 限であり、燃料コストが上昇することで、電力消費者である国民の生活が圧迫され、日本産業界の 国際競争力が低下することが懸念される。また、化石燃料の殆どを輸入に依存しているため、化石 燃料の供給そのものも国際情勢により大きく左右される。

発電コストの低下のみならず、温室効果ガス削減やエネルギー安全保障の観点より、純国産の再 生可能エネルギーを活用した電源導入の機運が高まり、平成24年7月には「再生可能エネルギー 電気の調達に関する特別措置法(固定価格買取制度)」が施行され、全国各地で太陽光発電や風力 発電に代表される再生可能エネルギー発電の積極的な導入が推進されている。再生可能エネルギー 電源の中でも、一般的に安価なコストでの導入が可能とされる陸上風力発電は、経済性を確保しつ つ、国内産業や雇用拡大への貢献が期待される電源であったが、風況の良い陸上の適地が限定され る中で、近接家屋や自然環境への影響から導入が停滞しつつある。

一方で、我が国は周辺が海洋に囲まれており、領海及び排他的経済水域の面積は世界第6位の海 洋国家である。海洋上に設置する洋上風力発電は、陸上よりも豊かな風力資源が利用でき、周辺住 民への影響も回避できるため、設備の大型化及び導入拡大が期待されている。洋上風力発電の普及 が進む欧州では、洋上風力の発電コストが既に原子力の発電コストを下回っている。また、洋上風 車基礎を含む発電設備の部品点数が約1~2万点と多く、関連する国内産業への波及効果が期待さ れるほか、設置工事や維持管理での港湾等施設の活用による地域産業への好影響が期待される。

最近の動向としては、平成30年5月に閣議決定された海洋基本計画において、主要施策として 「海洋の産業利用の促進」が取り上げられている。また、平成30年7月に閣議決定された「エネ ルギー基本計画」では、再生可能エネルギーを主力電源に位置付けている。更には、平成29年4 月に公表された「再生可能エネルギー導入拡大に向けた関係府省庁連携アクションプラン」におい て「一般海域における洋上風力発電の導入促進」の方針が示され、平成31年4月に一般海域にお ける洋上風力発電の開発を促進する「海洋再生可能エネルギー発電利用促進法」が施行するなど、 洋上風力発電の推進に向けて国を挙げた様々な取組が行われている。

また、静岡県では、ふじのくにエネルギー総合戦略(平成31年3月、静岡県)において、地産 エネルギー導入率の水準の向上を目指しており、風力発電を含めた新エネルギーは地産エネルギー として位置づけられている。

このような情勢の下、本事業は風況の良好な伊豆半島南部の沖合で大規模な着床式風車を設置し、 純国産の再生可能エネルギーによる電気を供給することにより、我が国のエネルギー自給率の向上、 安全で安定した電気の供給、並びに地球温暖化防止に寄与するとともに、風力発電事業を通じて地 域の活性化への貢献及び地域との共存を目指すものである。

2.2. 第一種事業の内容

2.2.1 第一種事業の名称

(仮称) パシフィコ・エナジー南伊豆洋上風力発電事業

2.2.2 第一種事業により設置される発電所の原動力の種類
 風力(洋上)

2.2.3 第一種事業により設置される発電所の出力

- ・風力発電所総出力(最大)※:500,000kW
- ・風力発電機の単機出力 : 5,000~12,000kW 程度
- ・風力発電機の設置基数 :最大 100 基(単機出力 5,000kW の場合)

※風力発電所総出力は計画段階における想定規模であり、風力発電機の単機出力及び設置基数 に応じて変動する可能性がある。総出力 500,000kW を超過する場合は、これを下回るように 出力調整を行うこととする。

2.2.4 第一種事業の実施が想定される区域及びその面積

(1) 事業実施想定区域の概要

(a) 事業実施想定区域の位置(図 2.2-1参照) 風車設置予定範囲:静岡県南伊豆町、下田市の沿岸及び沖合 風車設置予定範囲外:静岡県南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町、伊東市の沿岸及び沖合

(b) 事業実施想定区域の面積

約 41,904ha(うち風車設置予定範囲 約 11,406ha)

(2) 事業実施想定区域の設定の検討

静岡県南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町、伊東市の沿岸及び沖合を事業実施想定区域に設 定した。設定の背景としては、好風況が見込まれること、比較的に水深が浅いことを考慮した。 事業実施想定区域は図 2.2-1 のとおりである。

現段階では海底ケーブルの配置は検討中であるが、海底ケーブルの敷設及び陸揚げ箇所におい ては影響が生じる可能性があることから、その範囲を風車設置予定範囲外として、事業実施想定 区域に含めることとした。

(3) 複数案の設定等について

(a) 複数案の設定について

事業実施想定区域は、現時点で想定する風力発電機の設置範囲及び改変が想定される範囲を包 含するよう広めに設定しており、方法書以降の手続きにおいて環境影響の回避・低減を考慮して 事業実施区域の絞り込みを行う。

このような検討の進め方は「計画段階配慮手続きに係る技術ガイド」(平成25年、環境省計画 段階技術手法に関する検討会)において、「位置・規模の複数案からの絞り込みの過程」であり、 「区域を広めに設定する」タイプの「位置・規模の複数案」の一種とみなすことができるとされ

ている。

また、現時点では発電所の原動力の出力を、最大 500,000kW(単機出力 5,000kW の場合、最大 100 基)としており、形状に関しては普及率が高く発電効率が最も良いとされる3枚翼のプロペラ 型風力発電機を想定している。一方、現時点では詳細な風況や工事・輸送計画については検討中 であり、「配置・構造に関する複数案」の設定は現実的でないと考えられる。

(b) ゼロオプションの設定について

事業主体が民間事業者であること、風力発電事業の実施を前提としていることから、ゼロオプ ションに関する検討は現実的でないと考えるため、本配慮書ではゼロオプションを設定しない。



2.2.5 第一種事業に係る電気工作物その他の設備に係る事項

(1) 発電機

本計画段階で設置を想定する風力発電機の概要は表 2.2-1 のとおりである。また、風力発電機の概略図は図 2.2-2、図 2.2-3 のとおりである。

風力発電機の基礎構造については現時点では着床式(モノパイルまたはジャケット方式)で検 討を進めているが、今後の詳細設計次第では他方式の基礎構造についても採用候補となる可能性 がある。

(2) 変電施設・送電線・系統連系地点

現在検討中である。

項目	諸一元	
定格出力(定格運転時の出力)	5,000~12,000kW 級	
ブレード枚数	3枚	
ローター直径 (ブレードの回転直径)	127~220m	
ハブ高さ (ブレードの中心の高さ)	平均海面より 90~150m	
最大高さ(ブレードの先端高さ)	平均海面より 154~260m	
基礎構造 (想定)	着床式(モノパイル・ジャケット方式)	

表 2.2-1 風力発電機の概要



資料:「着床式洋上風力発電導入ガイドブック」(平成27年9月、新エネルギー・産業技術総合開発機構) 図 2.2-2 風力発電機の概略図(モノパイル・ジャケット方式)



図 2.2-3 風力発電機の概形図

2.2.6 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要

(1) 発電機の配置計画

本事業の風力発電機の配置計画については、風車設置予定範囲の中で、近傍の住居及び環境配 慮施設との離隔距離、風車間の距離、水深、海底地質などを総合的に考慮して最適な風力発電機 の配置を行う。

【住居及び環境配慮施設との離隔距離】

近傍の住居及び環境配慮施設への環境影響をできる限り回避・低減するために、住居及び環境 配慮施設からの離隔距離を1,000m以上確保するよう、風力発電機の配置計画を検討する。

【風車間距離】

風車間の干渉を低減するような風力発電機の配置計画を検討する。尚、ローター直径が大きな 風力発電機を採用する場合は基数が減り、ローター直径が小さな風力発電機を採用する場合は基 数が増える。

【水深、海底地質】

風車設置予定範囲の水深は100m以浅であり、風車間を繋ぐ海底ケーブルを敷設する可能性のある水深も考慮した。より正確な水深を把握するため、海底地質調査を今後実施する予定である。 また、海底地質を把握するため、ボーリング調査等についても実施する予定である。

2.2.7 第一種事業に係る工事の実施に係る期間および工程計画の概要

(1) 工事内容

風力発電事業における主な工事の内容を以下に示す。
①基礎工事
②風力発電機設置工事(風車輸送を含む)
③電気工事:送電線工事、所内配電線工事、変電所工事

(2) 工事期間及び工事工程・輸送計画

現在検討中である。

2.2.8 その他の事項

【事業実施想定区域周囲における他事業】 事業実施想定区域及びその周囲における風力発電事業は、稼働中の事業が6件存在する。

第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

本章における主な調査対象地域は、1 つ以上の環境影響が想定される市町村として、事業実施想定区 域及びその周囲に位置している南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市とするが、資料収集に おいては必要に応じて、その周囲に近接する市町(松崎町、西伊豆町、伊豆市及び伊豆の国市)も対象 としている。

3.1. 自然的状況

3.1.1 大気環境の状況

 (1)気象の状況 南伊豆町に石廊崎特別地域気象観測所、東伊豆町に稲取地域気象観測所 松崎地域気象観測所、伊豆市に天城山地域雨量観測所、湯ヶ島地域雨量観 地域雨量観測所が存在する。 各観測所の過去10年間(平成21年1月~平成30年12月)の気象概況 	
地域雨量観測所が存在する。 各観測所の過去 10 年間(平成 21 年 1 月~平成 30 年 12 月)の気象概況	
各観測所の過去 10 年間(平成 21 年 1 月~平成 30 年 12 月)の気象概況	
	け日毎の
平均気温は石廊崎特別地域気象観測所で 8.1~25.9℃、稲取地域気象観測	
25.5℃、松崎地域気象観測所で6.8~26.1℃、降水量の合計の月毎平均は石	
域気象観測所で 59.2~241.9mm、稲取地域気象観測所で 68.3~309.1mm、松	
観測所で 59.9~258.8mm、天城山地域雨量観測所で 121.7~521.2mm、湯ケ	
観測所で 80.6~358.9mm、土肥地域雨量観測所で 52.2~232.4mm、平均風速	
均は石廊崎特別地域気象観測所で 3.8~5.2m/s、稲取地域気象観測所で 1.5	
松崎地域気象観測所で 1.5~3.4m/s、月毎の降雪の合計値及び最深積雪の観	測は事業実
施想定区域及びその周囲では行われていない。	
(2)大気質の状況 事業実施想定区域の周囲には、一般環境大気測定局が3局(下田市1局	、伊東市1
局、伊豆の国市1局)存在する。	
(a) 二酸化硫黄の状況	
事業実施想定区域の周辺において平成 29 年度では伊豆の国市で測定が	行われてお
り、環境基準を達成している。	
(b) 二酸化窒素の状況	
事業実施想定区域の周辺において平成29年度では伊東市及び伊豆の国市	で測定が行
われており、両地点で環境基準を達成している。	
(c)一酸化炭素の状況	
事業実施想定区域の周辺において平成 29 年度では測定は行われていない	
(d) 光化学オキシダントの状況	0
事業実施想定区域の周辺において平成29年度では下田市、伊東市及び伊	豆の国市で
測定が行われており、全ての地点で環境基準を達成していない。	
(e) 浮遊粒子状物質の状況	
事業実施想定区域の周辺において平成 29 年度では伊豆の国市で測定が	行われてお
り、環境基準を達成している。	114240 CAO
(f)微小粒子状物質の状況	
事業実施想定区域の周辺において平成29年度では下田市及び伊豆の国市	不測学が行
	「側たか打
われており、両地点で環境基準を達成している。	
(g)有害大気汚染物質	
事業実施想定区域の周辺において平成 29 年度では測定は行われていない	0
(h)ダイオキシン類	
事業実施想定区域の周辺において平成29年度では下田市で測定が行われ	ており、環
境基準を達成している。	
(i)大気汚染に係る苦情の発生状況	
事業実施区域及びその周囲における平成 25 年度~平成 29 年度の大気汚	染に係る苦
情の件数は、南伊豆町で0件、下田市で51件、河津町で0件、東伊豆町で	0件、伊東
市で90件であった。	

(3)騒音の状況	事業実施想定区域及びその周囲には、自動車交通騒音の測定地点が4地点存在する。
	4 地点中、昼間の環境基準を上回っている地点が1地点であり、夜間においては、全て
	の地点で環境基準を下回っている。
	事業実施区域及びその周囲において、航空機騒音の測定及び新幹線鉄道騒音の測定
	は行われていない。
	事業実施区域及びその周囲における平成 25 年度~平成 29 年度の騒音に係る苦情の
	件数は、南伊豆町で0件、下田市で4件、河津町で0件、東伊豆町で0件、伊東市で
	23 件であった。
(4)振動の状況	事業実施区域及びその周囲において、振動に係る調査は行われていない。
	事業実施区域及びその周囲における平成 25 年度~平成 29 年度の騒音に係る苦情の
	件数は、南伊豆町で0件、下田市で0件、河津町で0件、東伊豆町で2件、伊東市で3
	件であった。
(5)その他の大気に	事業実施区域及びその周囲において、低周波音に係る調査は実施されておらず、苦
係る環境の状況	情の発生件数の集計は行われていない。

3.1.2 水環境の状況

(1)水象の状況	事業実施想定区域は相模灘及び駿河湾に位置する。南伊豆町の南東方向の海岸付近
	は遠浅であり、海岸から約 8km 以遠で水深が深くなる傾向が見られる。その他の海岸
	付近は1~4km以遠で水深が深くなる傾向が見られる。
	事業実施想定区域の周辺海域における験潮所として石廊崎験潮所、下田験潮所及び
	伊東験潮所が存在し、観測基準面の標高は石廊崎験潮所が-375.6cm、下田験潮所が
	-149.0cm、伊東験潮所が-216.0cm である。事業実施想定区域及びその周囲では下田市
	(水産技術研究所伊豆分場)、東伊豆町(伊豆漁協稲取支所)及び伊東市(伊東ダイビ
	ングセンター地先)において海水温の測定が行われている。
	また、静岡県下田沖で波高・波向が観測されており、1年を通じて、南東や東南東か
	らの波高 0.25~1.50m の出現頻度が高くなっている。
(2)水質の状況	(a)河川
	平成 29 年度の公共用水域の測定地点のうち、事業実施想定区域及びその周囲の河口
	では5地点において公共用水域の水質測定が実施されている。
	青野川加畑橋、稲生沢川新下田橋、河津川館橋及び白田川しらなみ橋は A 類型に、
	伊東大川渚橋は B 類型に指定されており、平成 29 年度の生活環境項目に係る測定結果
	では、全ての項目で環境基準に適合している。
	また、平成 29 年度の健康項目に係る測定結果では、全ての項目で環境基準に適合し
	ている。
	事業実施想定区域及びその周囲には、河川におけるダイオキシン類の測定地点は存
	在しない。
	(b) 海域
	事業実施想定区域及びその周囲の海域における、平成29年度の公共用水域の測定地
	点は、妻良漁港港中央、下田港港中央、稲取漁港港中央及び伊東港港中央の4地点で
	あり、各地点ともA類に指定されており、各項目ともに環境基準に適合している。
	また、事業実施想定区域及びその周囲の海域における平成29年度のダイオキシン類
	の測定地点は下田港港中央の1地点であり、各項目ともに環境基準に適合している。
	(c)地下水の水質の状況
	事業実施想定区域及びその周囲では、平成29年度は南伊豆町、河津町及び伊東市の
	3地点において測定が行われている。南伊豆町では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ
	素について、河津町及び伊東市では硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について測定が行わ
	れており、全ての地点において各項目とも環境基準に適合している。
	(d) 水質汚濁に係る苦情の発生状況
	事業実施区域及びその周囲における平成 25 年度~平成 29 年度の水質汚濁に係る苦

	情の件数は、	南伊豆町で0件、	下田市で 10 件、	河津町で0件、	東伊豆町で0件、	伊東
	市で8件であ	った。				

3.1.3 土壌及び地盤の状況

(1)土壌の状況	事業実施想定区域の周囲の土壌は、山地には乾性褐色森林土壌、乾性褐色森林土壌
	(赤褐系)、褐色森林土壌、褐色森林土壌(赤褐系)など、低地には岩石地、湿性褐色
	森林土壌など、海岸沿いには褐色森林土壌、褐色森林土壌(赤褐系)、黒ボク土壌など
	が分布する。
	事業実施想定区域及びその周囲においては、平成 29 年度の土壌におけるダイオキシ
	ン類調査地点は東伊豆町の1地点であり、環境基準を達成している。
	事業実施想定区域及びその周囲において、土壌汚染対策法に基づく要措置区域に伊
	東市が指定されている。土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域は指定されて
	いない。
	平成 25 年度~平成 29 年度において、南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊
	東市では土壌汚染に係る苦情は報告されていない。
(2)地盤の状況	事業実施想定区域及びその周囲においては、地盤沈下に関する調査は実施されてお
	らず、平成 25 年度~平成 29 年度において、南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及
	び伊東市では地盤沈下に係る苦情は報告されていない。

3.1.4 地形及び地質の状況

(1) 地形の状況	事業実施想定区域及びその周囲の海岸沿いは小起伏山地、扇状地性低地Ⅱ、小起伏		
	火山地など、内陸は中起伏山地、中起伏火山地、大起伏丘陵地などで構成されている。		
	海底は事業実施想定区域南方向が遠浅になっているが、それ以外は急傾斜であり、		
	水深が深くなる傾向がある。		
(2)地質の状況	事業実施想定区域及びその周囲における海底地質は、主に第四記の石廊崎沖層群		
	(Ir)、単成火山 (Vm)、成層しない新期火山体 (Vn) などが分布している。		
	事業実施想定区域及びその周囲における陸域の表層の地質は集塊岩および凝灰角礫		
	岩、凝灰岩質岩石、輝緑凝灰岩、礫層を主とする地域などが分布している。		
(3) 重要な地形及び	事業実施想定区域及びその周囲において、名勝及び地形、地質に係る天然記念物は、		
地質	9件指定されている。		
	「日本の典型地形」(平成 31 年 4 月時点、国土地理院 HP)によると、事業実施想定		
	区域及びその周囲において、典型地形は18件が選定されている。		
	また、事業実施想定区域及びその周囲は平成 30 年 4 月に伊豆半島ユネスコ世界ジオ		
	パークに認定されている。		

3.1.5 動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況

(1)動物の生息状況	(a)動物相
(陸域)	文献その他資料調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲で確認された動物相は、
	哺乳類では18科39種、鳥類では57科248種、爬虫類では10科17種、両生類では7
	科 14 種、昆虫類(海浜性)では 20 科 56 種であった。
	(b) 重要な動物及び注目すべき生息地(陸域)
	ア. 重要な動物(陸域)
	重要な種の選定基準に該当した種は哺乳類 13 種、鳥類 81 種、爬虫類 6 種、両生類
	10種、昆虫類(海浜性)8種の計118種であった。
	希少猛禽類については、「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」
	(平成 23 年、平成 27 年 9 月修正版、環境省自然環境局野生生物課)及び「日本にお
	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
	実施想定区域及びその周囲においてイヌワシ、クマタカ、オオタカの生息情報がある。
	また、「環境アセスメントデータベース EADAS」(平成 31 年 4 月時点、環境省 HP)にお
	けるセンシティビティマップの注意喚起メッシュ(2次メッシュ)が、事業実施想定区
	はなびその周囲に指定されている。
	イ・鳥類の渡り経路
	タカ類の渡りについては、事業実施想定区域及びその周囲を通過する経路は報告さ
	カイいない。
	ウ. 注目すべき生息地(陸域)
	事業実施想定区域には、伊東市指定の天然記念物である「城ケ崎海岸燕島(つばく
	ろじま)のアマツバメ集団生息地」、海鳥類の繁殖地として「伊豆半島沿岸」「神子元
	島」、ガン・カモ類の重要な生息地として「石廊崎」「大瀬」「下流」「弓ヶ浜」「青野川」
	「下田港」「稲生沢川」「爪木崎」「外浦」等が存在する。
	また、事業実施想定区域から 20km 以上離れているが、「利島」「新島」「式根島」「神
	津島」「三宅島」「御蔵島」「八丈島」等に海鳥類の繁殖地が確認されている。事業実施
	相定区域には鳥獣保護区は存在しない。なお、事業実施想定区域及びその周囲におい
	て、ラムサール条約により指定された湿地は存在しない。
(2)植物の生育状況	(a)植物相(海浜性)
(陸域)	植物相については、洋上風力事業であることを踏まえ、主に海浜性の種について確
	認を行った。文献その他の資料調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において
	確認された主な海浜性の植物は、計54科128種であった。
	(b)植生
	事業実施想定区域及びその周囲の現存植生は、海岸沿いには主にトベラーウバメガ
	シ群集、イソギクーハチジョウススキ群落が分布し、丘陵地にはコナラ群落(VII)、ス
	ギ・ヒノキ・サワラ植林などが分布している。
	(c)重要な植物及び重要な植物群落(陸域)
	ア. 重要な植物(海浜性)
	重要な種の選定基準に該当した植物は30種であった。
	イ. 重要な植物群落
	事業実施想定区域及びその周囲において重要な植物群落の選定基準に該当した植物
	群落として天然記念物が 40 件、特定植物群落が 20 件選定されている。なお、事業実
	施想定区域には重要な植物群落は分布しない。
(3)動物の生息状況	(a)動物相(海域)
(海域)	文献その他の資料調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において確認された
	種は、海棲哺乳類では9科32種、海棲爬虫類では2科4種、魚等の遊泳動物では292
	科 1,824 種(うち魚類 272 科 1,751 種、頭足類 20 科 73 種)、動物プランクトンでは 50
	科 244 種、潮間帯動物では 187 科 322 種、底生生物では 224 科 496 種、藻場・干潟・
	サンゴ群集に生息する動物では 202 科 391 種、卵・稚仔では 57 科 88 種、造礁サンゴ
	サンゴ群集に生息する動物では 202 科 391 種、卵・稚仔では 57 科 88 種、造礁サンゴ

	では11科48種であった。
	(b) 重要な動物及び注目すべき生息地(海域)
	ア.重要な動物(海域)
	文献その他の資料調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において確認された
	動物のうち、重要な種は、海棲哺乳類16種、海棲爬虫類4種、魚等の遊泳生物144種
	(うち魚類 142 種、頭足類 2 種)、潮間帯動物 7 種、底生生物 19 種、藻場・干潟・サ
	ンゴ群集に生息する動物 10 種、造礁サンゴ 3 種であった。
	イ.注目すべき生息地(海域)
	事業実施想定区域及びその周囲において注目すべき生息地の選定基準に該当した生
	息地として13件が選定されており、事業実施想定区域には、「伊豆半島沿岸」「黒潮・
	本州海域」「相模トラフ・南部海山」が存在する。また、事業実施想定区域から 20km
	以上離れてはいるものの、「マリーン IBA 白書 海鳥から見た日本の重要海域」で重要
	海域に指定されている「伊豆諸島北部」「八丈島」が存在する。
(4) 拡勝の 上自 単辺	
(4)植物の生息状況	
(海域)	文献その他の資料調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において確認された
	植物相(海域)は、海藻草類では 67 科 270 種、植物プランクトンでは 19 科 80 種、潮
	間帯植物では 58 科 163 種、藻場・干潟・サンゴ群集に生育する植物では 57 科 204 種
	であった。
	(b)藻場・干潟・サンゴ群集
	事業実施想定区域及びその周囲における藻場の分布状況は、南伊豆町、下田市、河
	津町、東伊豆町、伊東市、及び松崎町において確認されている。事業実施想定区域及
	びその周囲において、干潟は分布していない。事業実施想定区域及びその周囲におけ
	るサンゴ群集の分布状況は、南伊豆町に造礁サンゴが確認されている。
	(c) 重要な植物(海域)
	ア.重要な植物(海域)
	事業実施想定区域及びその周囲において確認された植物のうち、重要な種は、海藻
	草類8種、潮間帯植物2種、藻場・干潟・サンゴ群集に生育する植物8種であった。
	イ. 重要な植物群落(藻場・干潟・サンゴ群集)
	事業実施想定区域及びその周囲において重要な植物群落として21件が選定されてい
	a.
	- 3。 (a) 生態系の概況
の生態示の状況	
	事業実施想定区域及びその周囲の生態系について、地形及び植生により類型化した
	結果、事業実施想定区域及びその周囲における地形は、山地・火山地・丘陵地・低地
	に区分される。内陸部は二次林、植林地、農耕地が多く、丘陵地にはコナラ群落(VII)、
	スギ・ヒノキ・サワラ植林などが分布している。東伊豆町から河津町にかけての北側
	には山地が広がる。海浜部・砂丘ではトベラーウバメガシ群集、ハマボウ群落など海
	浜性植物が分布し、シロチドリ、ハマベエンマムシ等海浜性動物が生息する。またア
	カウミガメの産卵が確認されている。海岸断崖地ではイソギクーハチジョウススキ群
	落、クロマツ群落(Ⅲ)が分布し、オヒキコウモリ、アマツバメ、イソヒヨドリ等の
	休息場、営巣地となっている。またヒラアオノリ等の藻類が分布し、藻類食のシノリ
	ガモが生息する。海域の沿岸ではアマモやテングサ等の藻場が分布し、局所的にサン
	ゴ群集が確認されている。またアオウミガメが生息する。海域のその他範囲では、ス
	ジイルカ等の海棲哺乳類、ハシボソミズナギドリ等の海鳥類、その他多くの海域動物
	が生息する。
	(b) 重要な自然環境のまとまりの場
	(1)重要な日然準備のよどよりの物 事業実施想定区域は、富士箱根伊豆国立公園、生物多様性の観点から重要度の高い
	毎年天元心にというは、 留工相位に立国工公園、 生物多様性の観点から重要度の高い湿地に指定されている。 また海鳥の繁殖地
	として「伊豆半島沿岸」「神子元島」が報告されている。
	事業実施想定区域の周囲の海浜・海岸断崖地では県天然記念物および特定植物群落

の「田牛ハマオモト自生地(田牛のハマユ群落)」や伊東市天然記念物の「城ケ崎海岸
燕島(つばくろじま)のアマツバメ集団生息地」、特定植物群落の「爪木崎のイズアサ
ツキ群落」などが存在する。またガン・カモ類の重要な生息地として「石廊崎」「大瀬」
「下流」「弓ヶ浜」「青野川」「下田港」「稲生沢川」「爪木崎」「外浦」等が存在する。
事業実施想定区域から 20km 以上離れているが、海鳥の繁殖地が伊豆諸島の各島(利
島・御蔵島・八丈島等)で確認されており、これらは「マリーン IBA 白書 海鳥から
見た日本の重要海域」の「伊豆諸島北部」「八丈島」にも指定されている。

3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の状況

(1)景観の状況	事業実施想定区域及びその周囲における景観資源は、南伊豆町では「弓ヶ浜海岸」
	等、下田市では「白浜海岸(下田)」等、河津町では「今井浜海岸」等、松崎町は「松
	崎海岸」等、西伊豆町では「堂ヶ島海岸」等がある。また、主要な眺望点としては、
	南伊豆町では「石廊埼灯台」「ユウスゲ公園」「夕日ヶ丘展望広場」が、下田市では「タ
	ライ岬」「須崎恵比須島」「寝姿山」がある。
(2)人と自然との触	業実施想定区域及びその周囲において、南伊豆町では「ユウスゲ公園」「奥石廊崎」
れ合いの活動の	「キャンピングリゾート雲見」等、下田市では「ペリーロード」「ハリスの小径」「白
場の状況	浜中央海水浴場」等、河津町では「河津バガテル公園」「踊子歩道」「シーサイドハウ
	スキャンプ場」等、東伊豆町では「稲取池尻海岸ウキウキビーチ」「稲取文化公園」、
	松崎町では「石部の棚田」「伊豆マリンオートキャンプ場」等、西伊豆町では「遊覧船
	堂ヶ島マリン」「大浜海水浴場」がある。

3.1.7 一般環境中の放射性物質の状況

(1)空間線量率の状	事業実施想定区域及びその周囲における放射線の空間線量率の測定地点は下田市に
況	1 地点存在する。平成 28 年度から平成 30 年度の 3 年間における測定の結果、測定値の
	年平均値は、過去3年間で最大でも0.037μSv/hであり、「汚染状況重点調査地域」の
	指定要件である 0.23μSv/h を下回っている。

3.2. 社会的状況

3.2.1 人口及び産業の状況

(1)人口の状況	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成 26 年~平成 30 年の
	住民基本台帳に基づく人口及び世帯数について、人口は 5 市町で減少傾向にあり、世
	帯数は河津町、伊東市で増加傾向にあり、南伊豆町、下田市、東伊豆町で減少傾向に
	ある。
(2)産業の状況	(a)産業及び産業構造配置
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における産業別就業者数は、5市町
	とも「宿泊業、飲食サービス業」の就業人口比率が最も高い。
	(b) 生産品目、生産量及び生産額
	ア. 農 業
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成28年の農業産出額は、
	南伊豆町、下田市、河津町、伊東市では「野菜」が、東伊豆町では「果実」の産出額
	がそれぞれ最も多い。
	イ.林 業
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成27年の所有形態別林
	野面積は、5市町とも民有林の面積が国有林の面積を上回っている。
	ウ.水産業
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成 28~29 年の漁業種類
	別漁獲量は、南伊豆町、下田市、東伊豆町でははえ縄以外の「その他の釣り」が、河
	津町では「採貝・採藻」が、伊東市では「その他の網漁業」による漁獲量がそれぞれ
	最も多い。
	工. 商 業
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成28年の商業の状況に
	ついて、静岡県全体の平成 28 年の年間商品販売額は約 11 兆 4,936 億円となっており、
	県全体に対する年間商品販売額の比率は、南伊豆町では約 0.05%、下田市では約
	0.37%、河津町では約0.06%、東伊豆町では約0.09%、伊東市では約1.01%となって
	いる。
	オ.工業
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成29年の製造品出荷額
	について、静岡県全体の平成 29 年の製造品出荷額は約 16 兆 7,061 億円となっており、
	県全体に対する年間製造品出荷額の比率は、南伊豆町では約 0.006%、下田市では約
	0.021%、河津町では約0.011%、東伊豆町では約0.002%、伊東市では約0.060%とな
	っている。
	·

3.2.2 土地利用の状況

南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成 29 年の地目別の土地面積について、平成 29 年の総面積は、南伊豆町では 90.8km²、下田市では 81.7km²、河津町では 43.2km²、東伊豆町では 38.1km²、 伊東市では 98.1km²である。5 市町とも「山林」の面積が最も大きい。

3.2.3 河川、湖沼及び海域の利用並びに地下水の利用の状況

(1)河川及び湖沼の	事業実施想定区域及びその周囲における内水面の漁業権設定状況は、稲生沢川、河
利用状況	津川、白田川、伊東大川等に「第5種共同漁業権」が設定されている。
(2)海域の利用状況	事業実施想定区域及びその周囲における港湾及び漁港の状況は、主な港湾として手
	石港湾、下田港湾、宇久須港湾、主な漁港として白浜漁港、石廊崎漁港などがある。
	なお、複数の漁業協同組合が事業実施想定区域近傍の海域を利用している。
(3)地下水などの利	平成 29 年度の地下水などの利用状況は、5 市町ともに上水道として地下水を利用し
用状況	ている。また、南伊豆町、河津町、東伊豆町、伊東市では、簡易水道に表流水を利用
	している。
(4) 湧水などの状況	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における代表的な湧水は、河津町
	に4地点及び伊東市に1地点存在する。

3.2.4 交通の状況

(1)道路	事業実施想定区域の周囲には、主要な道路として、一般国道が3路線、主要地方道
	が7路線、一般県道が19路線、通過している。
(2)鉄 道	事業実施想定区域及びその周囲における鉄道の状況として、下田市、河津町及び東
	伊豆町には、伊豆急行株式会社の伊豆急行線が、伊東市には伊豆急行株式会社の伊豆
	急行線及び東日本旅客鉄道株式会社の伊東線が存在する。
(3)海上交通	事業実施想定区域及びその周囲には定期航路が設定されており、沿岸部ではほとん
	ど運航していないが、事業実施想定区域内では月に 300 隻程度(平成 26 年 12 月時点)
	の運航量がある。

3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の配置の状況及び住宅の配置の概況

(1)学校、病院その	事業実施想定区域及びその周囲における学校、病院その他の環境の保全についての
他の環境の保全	配慮が特に必要な施設を「環境配慮施設」として抽出した。事業実施想定区域及びそ
についての配慮	の周囲では、学校施設など86施設、図書館が5施設、福祉施設など113施設、医療機
が特に必要な施	関など 128 施設、計 332 施設の環境配慮施設が存在している。
設の状況	
(2)住宅等の配置の	事業実施想定区域内には住宅等は存在しない。
概況	

3.2.6 下水道の整備状況

南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成29年度の汚水処理人口普及率は、南伊豆町 では66.5%、下田市では55.3%、河津町では37.1%、東伊豆町では27.3%、伊東市では60.4%である。

3.2.7 廃棄物の状況

(1)一般廃棄物	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市における平成 29 年度の一般廃棄物
	の総排出量は、南伊豆町では 2,801t、下田市では 7,943t、河津町では 3,319t、東伊豆
	町では 6,038t、伊東市では 28,718t である。
(2)産業廃棄物	事業実施想定区域より概ね 50km の範囲における産業廃棄物処理施設は、中間処理施
	設が188 箇所、最終処分場が2箇所存在する。

3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の 内容その他の環境の保全に関する施策の内容

(1)公害関係法令等	(a)環境基準
(1)公古舆际伍卫寺	
	ア、大気汚染
	大気汚染物質に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。また、
	ベンゼン等の有害大気汚染物質について基準が定められている。
	イ. 騒音
	騒音に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき定められている。道路に面する地
	域については、基準値が定められている。また、幹線交通を担う道路に近接する空間
	については、特例として基準値が定められている。
	航空機騒音に係る環境基準は「航空機騒音に係る環境基準について」(昭和48年 環
	境庁告示第154号)、新幹線鉄道騒音に係る環境基準は「新幹線鉄道騒音に係る環境基
	準について」(昭和 50 年 環境庁告示第 46 号)に定められているが、事業実施想定区
	域及びその周囲では該当している地域はない。
	ウ.水質汚濁
	「環境基本法」に基づき、公共用水域と地下水に係る環境基準として、「人の健康の
	保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。
	事業実施想定区域及びその周囲に存在する河川では、青野川、稲生沢川、河津川、
	白田川及び伊東大川上流が A 類型に、伊東大川下流が B 類型に指定されており、海域
	では、伊東港港中央、稲取漁港港中央、下田港港中央及び妻良漁港港中央が海域 A 類
	型に指定されている。また、水生生物に係る環境基準では、河津川、白田川及び伊東
	大川上流生物 A 類型に、青野川、稲生沢川及び伊東大川下流が生物 B 類型に指定され
	ている。
	工、地下水
	地下水に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、「地下水の水質汚濁に係る環境
	基準について」(平成9年 環境庁告示第10号)に定められている。
	才. 土壤汚染
	土壌汚染に係る環境基準は、「環境基本法」に基づき、「土壌の汚染に係る環境基準
	について」(平成3年 環境庁告示第46号)に定められている。
	カ.ダイオキシン類
	ダイオキシン類に係る環境基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、「ダ
	イオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の
	汚染に係る環境基準」(平成 11 年 環境庁告示第 68 号)に定められている。
	(b)規制基準
	ア.大気汚染
	「大気汚染防止法」では、ばい煙発生施設から排出されるばい煙及び揮発性有機化
	合物排出施設からの排出される揮発性有機化合物については、排出口における排出基
	準が定められ、一般粉じん発生施設については、構造に関する基準等が定められてい
	る。「静岡県生活環境の保全等に関する条例」に基づき、同条例に定めるばい煙及び粉
	じん関係施設に対して規制が行われている。
	対象事業においては、ばい煙、揮発性有機化合物及び一般粉じん発生施設並びにば
	い煙関係及び粉じん関係施設を設置する計画はない。
	イ.騒音
	新生産 「「「「」」 「「」 「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「「」 「」 「「」 「」 「」 「」 「「」 「」 「」 「」 「」 「「」 「 「」 「」 「」 「」 「 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「 「」 「」 「 「」 「」 「」 「 「 「」 「」 「 「 「」 「 「 「」 「 「 「 「」 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「
	づき、特定工場騒音に関する規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音に関する 相制 其準 及び 自動 声な 通野 充の 西 諸 明 応 な に 対 な わ て い て
	規制基準及び自動車交通騒音の要請限度が定められている。
	事業実施想定区域及びその周囲では、東伊豆町及び伊東市において「騒音規制法」
	に基づく規制地域が定められている。
	振動の規制に関しては、「振動規制法」及び「静岡県生活環境の保全等に関する条例」

に基づき、特定工場等に関する振動の規制基準、特定建設作業に伴って発生する振動
に関する規制基準及び自動車交通振動の要請限度が定められている。
事業実施想定区域及びその周囲の市町では、東伊豆町及び伊東市において「振動規
制法」に基づく規制地域が定められている。
工.水質汚濁
工場及び事業所からの排水については、「排水基準を定める省令」及び「水質汚濁防
止法施行規則第6条の2の規定に基づき環境大臣が定める検定方法」に基づき、工場
及び事業所からの排水に関する排水基準が定められている。
生活環境項目に係る排水基準は、1 日当たりの平均的な排出水の量が 50m ³ 以上であ
る特定事業場からの排出水についてのみ適用される。対象事業については、これらが
適用される施設を設置する計画はない。
才. 土壤汚染
ペ・ 工家に来 土壌汚染については、「土壌汚染対策法」に基づき指定区域の指定に係る特定有害物
質とその指定基準が定められている。
事業実施想定区域及びその周囲では、「土壌汚染対策法」に基づく指定区域はない。
(c)その他環境保全計画等
ア.静岡県の環境政策
a. <改訂版>第3次静岡県環境基本計画
「静岡県環境基本計画」は、静岡県環境基本条例第9条に基づき、環境施策を総合
的かつ計画的に推進することを目的とし、地球温暖化の進行、資源の枯渇、生物多様
性の損失などの環境問題や、環境・エネルギー対策で経済を浮揚させるといった近年
の社会情勢を踏まえ、平成23年3月から令和2年度までを計画期間として策定された。
その後、東日本大震災を契機としたエネルギー供給等の課題や中央新幹線等の大規
模開発、PM2.5等の新たな大気汚染の顕在化など、状況が大きく変化していることから、
┃ 計画期間の中間年である平成28年度に、「<改訂版>第3次静岡県環境基本計画」(平
成28年3月、静岡県)として、計画期間の見直しが行われた。
計画では、県民や事業者、行政などすべての主体が「知っている」から「行動する」主
体となって、環境配慮型の暮らし方や事業活動が継続し、広がることにより、環境配
慮型のライフスタイルやビジネススタイルが"文化"と言えるまでに定着することで、
「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」の3つの社会に向けた取組を目指して
「國際業性会」「個衆生性会」「自然会生性会」の「3つの性会に同じた取組を自相している。
* る。 具体的な施策の展開としては、「ライフスタイル・ビジネススタイルの変革」、「低炭
素社会に向けた取組」、「循環型社会自然共生社会に向けた取組」、「自然共生社会に向
けた取組」を掲げ、23の指標を設定して進行管理を行っている。
b. ふじのくにエネルギー総合戦略
「ふじのくにエネルギー総合戦略」(平成31年3月、静岡県)は、平成29年度から
令和3年度を計画期間とし、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」と「静岡県
エネルギー地産地消推進計画」の既存計画をベースに、地域経済の活性化につなげる
具体策等に基づき策定された。
計画において目指す姿は、「エネルギーの地産地消による新しいライフスタイルの創
出」及び「エネルギー産業の振興による暮らしや企業活動を支える基盤の強化」の2
点であり、その達成のために、戦略の指標(地産エネルギーの導入率を14%(平成27
年度)から23%(令和3年度)へ増加させる等)6点を掲げている。
また、「<創エネ> 地域資源の活用による多様な分散型エネルギーの導入拡大」、「<
省エネ> 建築物の省エネ、ライフスタイル・ビジネススタイルの変革 、「<経済活性
化> 地域企業によるエネルギー関連産業への参入促進 の3点を重点取組として挙げ
11/ 地域正来によるエイルイ 関連産業、の多八位進」の3点を重点取組として手行 ている。
c. <改訂版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画
「<改訂版>ふじのくに地球温暖化対策実行計画」(平成 27 年 3 月、静岡県)は、
平成23年3月に策定した「ふじのくに地球温暖化対策実行計画」の見直しを行い、令

和2年度の温室効果ガス排出量の削減目標として、平成17年度比で国の3.8%削減を
上回る「20%削減」を掲げている。
重点施策として、地域における最適なエネルギー需給システムが構築された「スマ
ートコミュニティの形成促進」をはじめ、「県民運動『ふじのくにエコチャレンジ』の
拡充」、「温室効果ガス排出削減計画書制度の拡充」、「家(うち)エコ診断士等の人材
育成」などを設定している。
d. 第3次静岡県循環型社会形成計画
「第3次静岡県循環型社会形成計画」(平成28年3月、静岡県)は、平成28年度か
ら令和2年度を計画期間としている。
国内有数の「ものづくり県」である静岡県は、資源の持続可能な利用を確保すると
ともに、環境保全と経済成長の両立する循環型社会の形成に向けた一層の取組が重要
であるとしている。
また、基本方針を3つ掲げ、県民総参加による 2R(Reduce 発生抑制・Reuse 再利用)
の推進や良質なリサイクルの促進をはじめとする「循環資源の 3R の推進」、「廃棄物適
正処理の推進」、「循環型社会を担う基盤づくり」を設定している。
e. 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画
平成 26 年 12 月の海岸法施行令の改正及び第 4 次地震被害想定(追加資料)の公表
に伴い、「伊豆半島沿岸海岸保全計画」(平成26年7月、静岡県)において「海岸保全
施設の維持又は修繕に関する事項」を規定し、「海岸保全施設の設備に関する基本的な
事項」の見直しを行い、「伊豆半島沿岸海岸保全計画」(平成 27 年 12 月、静岡県)が
策定された。
海岸保全の方向として「私たちに恩恵をもたらす『紺碧の海、勇壮で多彩な海食崖、
恵みの磯場、憩い賑わう浜辺』を海からの脅威に備え、津々浦々の多様な海岸利用と
調和を図り将来に亘って保全していく。」と定めている。また、海岸保全の目標として、
高潮や津波、海岸浸食などにより背後の人命・財産に危険がおよぶ可能性のある地域
を防護対象とする「防護の目標」、岩礁や崖・砂丘からなる変化に富んだ海岸線の自然
環境を保全する「海岸環境保全の目標」、様々な利用の基盤となっている豊かな自然環
境に配慮し、快適性や利便性の向上を図り、適正な利用に努める「海岸の適正な利用
の目標」を定めている。
イ.南伊豆町の環境政策
a. 第5次南伊豆町総合計画
「第5次南伊豆町総合計画」(平成22年3月、南伊豆町)は、「次世代につなぐ光と
水と緑に輝く南伊豆町~ひとにやさしく自然にやさしく未来につなぐまちづくり~」
を町の将来像として設定している。
基本目標の一つである「人、町、自然が共生する快適でぬくもりのあるまちづくり」
では、水質の浄化・保全、景観の保全といった「自然環境の保全」に関する施策や、
新エネルギーの導入、太陽光発電の導入検討といった「資源、エネルギーの新たな活
用」に関する施策を挙げている。
ウ.下田市の環境政策
a. 第4次下田市総合計画
「第4次下田市総合計画」(平成23年3月、下田市)は、平成23年度から令和2年
度の10年間のまちづくりの基本的な方向を示しており、目指す将来都市像として「自
然と歴史を活かし、やすらぎと活力のある美しいまち」を設定している。
基本計画「公害防止」では、令和2年度の目標値として公害苦情件数を10件、自然・
環境問題への率先した取り組みに満足している市民の割合を 56%と設定している。主
な取組として「公害情報の提供」、「公害の相談・指導体制の充実」、「産業廃棄物や処
分場の適正な処理・管理の推進」を挙げている。
1. 河津町の環境政策
a. 河津町第4次総合計画
「河津町第4次総合計画」 (平成23年3月、河津町)は、平成23年度から令和2年

[
	度を計画期間として策定され、「人と地域、自然と文化"夢あふれるまち 河津"」を
	将来像として設定している。
	基本施策「豊かで快適なまちづくり(環境・基盤・安全安心)」では「土地利用・ま
	ちづくりの推進」、「生活基盤・生活環境の充実」、「安全・安心のまちづくり」の 3 つ
	の施策を挙げており、快適さや安全・安心な生活を実感できるまちづくり及び自然と
	の調和を図りながら循環型社会のまちづくりを推進している。
	オ.東伊豆町の環境政策
	a. 第5次東伊豆町総合計画
	「第5次東伊豆町総合計画」(平成24年3月、東伊豆町)は平成24年度から令和3
	年度までの10年間を計画期間とし、自然豊かな東伊豆のふるさとを守り、安らぎと魅
	力あるまちづくりの実現を目指して策定され、「満点の海・山・空は東伊豆」を将来像
	として定めている。
	重点施策「魅力のある美しいまちの形成」では「誰もが暮らしたい、訪れたい」と
	感じるまちの形成を図り、地域住民の環境美化や景観形成に対する意識の向上、町の
	環境美化や自然環境の保全と景観形成の取り組みを推進している。
	エ. 伊東市の環境政策
	a. 第四次伊東市総合計画
	「第四次伊東市総合計画」(平成23年4月、伊東市)は平成23年度から令和2年度
	までの 10 年間を計画期間とし、「ずっと住みたい」また来たい」健康保養都市」いと
	う」を将来像として定めている。
	重点施策「環境」として、「親しみのある森づくりを目指した森林整備等による自然
	との共生」、「地球温暖化防止対策の推進」、「ごみの減量化や再資源化の推進、ごみ処
	理施設の整備促進」を挙げている。
(2)自然関係法令等	(a)自然公園の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲において、南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及
	び伊東市には「自然公園法」に基づき、「富士箱根伊豆国立公園」が指定されている。
	(b)自然環境保全地域の指定状況
	事業実施想定区域の周囲には、「自然環境保全法」や「静岡県自然環境保全条例」に
	基づく自然環境保全地域に指定された地域は存在しない。
	(c)自然遺産の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する
	条例(世界遺産条例)」に基づく自然遺産に指定された地域は存在しない。
	(d)緑地等の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲には、「都市緑地法」、「静岡県自然環境保全条例」及
	び「生産緑地法」に基づく緑地地区等に指定された地域は存在しない。
	(e) 生息地等保護区の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に
	関する法律」に基づく生息地等保護区に指定された地域は存在しない。
	(f)鳥獣保護区等の指定状況
	事業実施想定区域の周囲には、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法
	律」に基づき「下田」、「天城高原」、「稲取自然公園」等の12件の鳥獣保護区が指定さ
	れている。
	(g)登録簿に掲げられるの湿地の区域の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地
	事業実施認定区域及しての局面には、「特に小鳥の主急地として国际的に重要な祉地に関する条約」に基づき、ラムサール登録湿地に指定された湿地は存在しない。
	(h)保護水面の指定状況
	事業実施想定区域及びその周囲には、「水産資源保護法」に基づく保護水面は指定されていない。
	れていない。
	(i) 生息地等保護区の指定状況

r	
	事業実施想定区域及びその周囲には、「静岡県希少野生動植物保護条例」に基づく生
	息地等保護区は指定されていない。
	(j)文化遺産の指定状況
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市には、「世界の文化遺産及び自然遺
	産の保護に関する条約」に基づく文化遺産は存在しない。
	(k)史跡・名勝・天然記念物などの指定状況
	事業実施想定区域には、「文化財保護法」、または静岡県、南伊豆町、下田市、河津
	町、東伊豆町及び伊東市の「文化財保護条例」に基づき指定された「神子元島灯台」、
	「伊豆西南海岸」、「爪木崎の柱状節理」、「弥陀窟」等の史跡、天然記念物などが存在
	する。
	また、事業実施想定区域には、埋蔵文化財包蔵地は存在しない。
	(1)重要文化的景観の指定状況
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市には、「文化財保護法」に基づき指
	定された重要文化的景観は存在しない。
	(m)景観法にかかる指定状況
	南伊豆町、下田市及び伊東市は、「景観法」に基づく景観行政団体であり、下田市及
	び伊東市では市全域を景観計画区域の対象としている。南伊豆町は景観行政団体であ
	るが、景観計画未策定である。
	(n) 風致地区の指定状況
	南伊豆町、下田市、河津町、東伊豆町及び伊東市には、「都市計画法」に基づく風致
	地区に指定されている地域はない。
	(o)保安林の指定状況
	事業実施想定区域には、保安林は指定されていない。
	(p)海岸保全区域の指定状況
	事業実施想定区域には、「海岸法」に基づき、32 箇所が指定されている。
	(a) 砂防指定地の指定状況
	事業実施想定区域には、「砂防法」に基づき、白田川(堰口川)、濁川、宮田川、大
	川川の4箇所が指定されている。

第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果

4.1. 計画段階配慮事項の選定の結果

計画段階配慮事項については、主務省令^{*1}別表第5に示される環境影響評価方法書における風力 発電所に係る参考項目(影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目^{*2})を勘案し、事 業特性及び地域特性を踏まえて、重大な影響のおそれのある環境要素を選定した。

計画段階配慮事項の選定結果は、表 4.1-1 に示すとおりであり、「騒音及び超低周波音」、「風車の影」、「動物」、「植物」及び「景観」の5項目を選定した。

計画段階配慮事項として選定する理由または選定しない理由は、表 4.1-2 に示す。なお、「計画 段階配慮手続きに係るガイド」(平成 25 年、環境省計画段階配慮技術手法に関する検討会)におい て、「計画熟度が低い段階では、工事の内容や期間が決定していないため予測評価が実施できない 場合もある。このような場合には、計画熟度が高まった段階で検討の対象とすることが望ましい。」 とされている。本配慮書においては、工事計画が定まっていないことから、工事の実施による影響 は対象としないこととし、選定しない理由を表 4.1-3 に示す。事業計画の熟度が高まる方法書以降 の手続きにおいて、適切に調査、予測及び評価を実施する。

- ※1)「発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予 測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行う ための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令」(平成10年通商 産業省令第54号、最終改正:平成28年3月23日経済産業省令第27号)
- ※2) 当該一般的な事業の内容によって行われる特定対象事業に伴う当該影響要因について当該別表においてその影響 を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目(省令第21条)

表 4.1-1 計画段階配慮事項の選定

		工事の実施	<u></u>		は工作物 及び供用			
環境要素の区分				の搬出入工事用資材等	働設機械の稼	な影響 による一時的 工	施設の存在	施設の稼働
環境の自然的構成 要素の良好な状態			窒素酸化物					
の保持を旨として 調査、予測及び評		大気質	粉じん等					
価されるべき環境 要素	大気環境	騒音及び 超低周波音	騒音及び超低周波音					0
		振動	振動					
	いて	水質	水の濁り					
	水環境	底質	有害物質					
	その他	地形及び地質	重要な地形及び地質					
	の環境	その他	風車の影					0
生物の多様性の確 保及び自然環境の 体系的保全を旨と	動物		重要な種及び注目す べき生息地(海域に生 息するものを除く)				()
して調査、予測及 び評価されるべき			海域に生息する動物				0	
環境要素	植物		重要な種及び重要な 群落(海域に生育する ものを除く)					
			海域に生育する植物				0	
	生態系		地域を特徴づける生 態系					
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、	景観		主要な眺望点及び景 観資源並びに主要な 眺望景観				0	
予測及び評価され るべき項目	人と自然との触れ合いの 活動の場		主要な人と自然との 触れ合いの活動の場					
環境への負荷の量 の程度により予測	廃棄物等		産業廃棄物					
及び評価されるべ き環境要素			残土					
 一般環境中の放射 性物質について、 調査、予測及び評 価されるべき環境 要素 	放射線の量		放射線の量 をめる「風力発電所別表 5					

注1) 網掛は、主務省令第21条第1項第5号に定める「風力発電所別表5」に係る参考項目を示す。

注2) 濃い網掛は、主務省令第26条の2第1項に定める「別表第11」に示す放射性物質に係る参考項目である。

注3) 〇は計画段階配慮事項として選定した項目を示す。

		表 4.1-2	訂凹 段陌距應	争 唄 C し	て選定または選定しない項目及ひその埋田
	環境要素の	の区分	影響要因	選定	選定する理由または選定しない理由
大気環境	騒音及び 音	^ズ 超低周波	施設の稼働	0	施設の稼働に伴い騒音及び超低周波音が発生するおそれがあり、 沿岸付近の民家等に対して、重大な影響が生ずる可能性があるた め、計画段階配慮事項として選定する。
その他の	地形及 び地質	重要な地 形及び地 質	地形改変及び 施設の存在	×	既存資料調査により、事業実施想定区域において、重要な地形及 び地質が一部存在するが、それらの存在場所では、大規模な地形 改変は行わないことから、計画段階配慮事項として選定しない。
環境	その他	風車の影	施設の稼働	0	施設の稼働に伴い風車の影(シャドーフリッカー)が発生するお それがあり、沿岸付近の民家等に対して、重大な影響が生ずる可 能性があるため、計画段階配慮事項として選定する。
動 物		重及び注目 注息地 (海域	地形改変及び 施設の存在	0	陸域の大規模な地形改変は行わないが、既存資料調査により、事 業実施想定区域及びその周囲において、飛翔性動物であるコウモ
	に 生息 除 く)	トるものを	施設の稼働	0	リ類、鳥類の重要な種及び注目すべき生息地が確認されており、 これらに対して重大な影響が生ずる可能性があるため、計画段階 配慮事項として選定する。
	海域に 約 物	 息する動	地形改変及び 施設の存在	0	既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において重要な種が及び注目すべき生息地が確認されており、これらに対し て重大な影響が生ずる可能性があるため、計画段階配慮事項とし て選定する。
植 物		重及び重要 海域に生育)を除く)	地形改変及び 施設の存在	×	既存資料調査により、事業実施想定区域の周囲において重要な種 及び重要な群落が確認されているが、陸域の大規模な地形改変は 行わないため、計画段階配慮事項として選定しない。
	海域に 約 物	と育する植	地形改変及び 施設の存在	0	既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において重 要な種及び藻場、サンゴ群集が確認されており、これらに対して 重大な影響が生ずる可能性があるため、計画段階配慮事項として 選定する。
生態	地域を特 生態系	寺徴づける	地形改変及び 施設の存在	×	陸域の生態系については、既存資料調査により、事業実施想定区 域及びその周囲において、重要な自然環境のまとまりの場が確認
系			施設の稼働	×	されているが、陸域の大規模な地形改変は行わないため、計画段 階配慮事項として選定しない。 海域の生態系については予測手法が確立されておらず、現時点で は予測評価の実施が困難であるため、計画段階配慮事項として選 定しない。
景観	景観資源 要な眺望		地形改変及び 施設の存在	0	既存資料調査により、事業実施想定区域及びその周囲において、 主要な眺望点及び景観資源が確認されており、施設の存在に伴う 眺望景観の変化等が想定され、重大な影響が生ずる可能性がある ため、計画段階配慮事項として選定する。
人と 活動		触れ合いの	地形改変及び 施設の存在	×	既存資料調査により、事業実施想定区域における人と自然との触 れ合いの活動の場に関する十分な資料や情報が得られなかった ため、計画段階配慮事項として選定しない。

表 4.1-2 計画段階配慮事項として選定または選定しない項目及びその理由

酒达玉井		3 計画段階配慮事項として選定しない埋田(工事の実施)
環境要素	-	選定する理由または選定しない理由
大気環境	大気質 騒音及び超	計画の初期段階であるため、工事計画等(建設機械の稼働位置等)まで決まるような計 画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、工事工程の調整により建設工
	低周波音	事のピーク時における建設機械の稼働台数を低減する等、実行可能な環境保全措置を講 じる。
	振動	しる。 以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
水環境	水質	計画の初期段階であるため、工事計画等(改変区域等)まで決まるような計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、水の濁りが発生する捨石工及び杭打ち工
	底質	等が集中しないよう、工事工程を調整する等、実行可能な環境保全措置を講じる。 以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
動物	重要な種及	計画の初期段階であるため、工事計画等(風力発電機の詳細配置、改変区域等)まで決
	並复な僅次 び注目すべ	まるような計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、工事の実施によ
	き生息地	る生息環境の変化を低減するため、可能な限り作業の効率化を図り、建設機械の稼働台
	(海域に生	数の削減に努める等、必要に応じて実行可能な環境保全措置を講じる。
	息するもの	以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
	を除く)	
	海域に生息	計画の初期段階であるため、工事計画等(風力発電機の詳細配置、改変区域等)まで決
	する動物	まるような計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、工事の実施によ
		る生息環境の変化を低減するため、可能な限り作業の効率化を図り、建設機械の稼働台
		数の削減に努める等、必要に応じて実行可能な環境保全措置を講じる。
		以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
植物	重要な種及	陸域における大規模な地形改変を行わないことから、選定しない。
	び重要な群	
	落(海域に	
	生育するも	
	<u>のを除く)</u> 海域に生育	計画の初期段階であるため、工事計画等(風力発電機の詳細配置、改変区域等)まで決
	毎頃に生育 する植物	計画の初期技層であるため、工事計画等(風力光电機の詳細配直、以後区域等)まで伏 まるような計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、工事の実施によ
	9 21世初	る生育環境の変化を低減するため、可能な限り作業の効率化を図り、建設機械の稼働台
		数の削減に努める等、必要に応じて実行可能な環境保全措置を講じる。
		以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
生態系	地域を特徴	「発電所に係る環境影響評価の手引」(平成31年、経済産業省)によれば、海域生態系
	づける生態	については種の多様性や種々の環境要素が複雑に関与し、未解明な部分も多いとされて
	系	いることから、選定しない。
人と自然との	主要な人と	計画の初期段階であるため、工事計画等(工事用資材等の運搬船の経路等)まで決まる
触れ合いの活	自然との触	ような計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、運搬船の経路や隻数
動の場	れ合いの活	の調整等により主要な人と自然との触れ合いの活動の場に配慮する等、実行可能な環境
	動の場	保全措置を講じる。
		以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
産業廃棄物等	産業廃棄物	計画の初期段階であるため、工事計画等(産業廃棄物、残土の発生量)まで決まるよう
		な計画熟度にない。また、今後、工事計画の策定に際しては、産業廃棄物は可能な限り
	産上	有効利用に努める、土地の改変の低減及び事業実施想定区域内における発生土の利用
	残土	等、実行可能な環境保全措置を講じる。
		以上により、環境影響の低減が可能であることから、配慮書段階では選定しない。
放射線の量	放射線の量	事業実施想定区域周辺においては、空間線量率の高い地域は確認されておらず、放射性
		物質が相当程度拡散又は流出するおそれがないことから、選定しない。

表 4.1-3 計画段階配慮事項として選定しない理由(工事の実施)

4.2. 調査、予測及び評価の手法

選定した計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法を表 4.2-1 に示す。

環境要素	衣 4.2 影響要因	調査の手法	7調査、ア旗及び計画の子 予測の手法	評価の手法
		.,		
騒音及び超	施設の稼働	既存文献により事業実施	事業実施想定区域(風車設	予測結果を基に、重大な影響が定ちまた。
低周波音		想定区域及びその周囲の	置予定範囲)からの距離ご	響が実行可能な範囲内で
		建物(住居の可能性がある	との住居数及び施設数を	できる限り回避または低
		建物)、環境配慮施設(学	整理し、事業による影響を	減されるかどうかを評価
		校、病院、福祉施設など)	予測した。	した。
		の分布状況を調査した。		
風車の影	施設の稼働	既存文献により事業実施	事業実施想定区域 (風車設	予測結果を基に、重大な影
		想定区域及びその周囲の	置予定範囲)からの距離ご	響が実行可能な範囲内で
		建物(住居の可能性がある	との住居数及び施設数を	できる限り回避または低
		建物)、環境配慮施設(学	整理し、事業による影響を	減されるかどうかを評価
		校、病院、福祉施設など)	予測した。	した。
		の分布状況を調査した。		
動物(陸域)	地形改変及び	施設の存在及び施設の稼	確認された重要な種及び	予測結果を基に、重大な影
	施設の存在	働による影響を受ける動	注目すべき生息地の生態	響が実行可能な範囲内で
		物として、コウモリ類、鳥	的特性を整理し、風力発電	できる限り回避または低
		類の重要な種及び注目す	機の存在及び施設の稼働	減されるかどうかを評価
		べき生息地を対象とし、既	に伴う影響の程度を予測	した。
	施設の稼働	存文献及び専門家ヒアリ	した。	-
		ングにより、事業実施想定	~	
		区域及びその周囲の生息		
		状況及び分布状況、それら		
		の生態的特性を調査した。		
動物 (海域)	地形改変及び	既存文献及び専門家ヒア	確認された重要な種及び	予測結果を基に、重大な影
	施設の存在	リングにより事業実施想	注目すべき生息地を整理	響が実行可能な範囲内で
		定区域及びその周囲の海	し、地形改変及び風力発電	できる限り回避または低
		域に生息する重要な種の	機の存在に伴う影響の程	減されるかどうかを評価
		生息状況及び注目すべき	度を予測した。	した。
		生息地の分布状況を調査		
		した。		
植物(海域)	地形改変及び	既存文献及び専門家ヒア	確認された重要な種及び	予測結果を基に、重大な影
	施設の存在	リングにより事業実施想	藻場、サンゴ群集を整理	響が実行可能な範囲内で
		定区域及びその周囲の海	し、地形改変及び風力発電	できる限り回避または低
		域に生育する重要な種及	機の存在に伴う影響の程	減されるかどうかを評価
		び藻場、サンゴ群集の生育	度を予測した。	した。
		状況及び分布状況などを		0,20
		調査した。		
景観	地形改変及び	既存文献により事業実施	景観資源及び主要な眺望	予測結果を基に、重大な影
示电元	地形以変及い施設の存在	現住文献により 事業 天旭 想定区域及びその周囲の	京観員弥及の主要な秘重 点と事業実施想定区域の	予例相来を盛に、重人な影響が実行可能な範囲内で
	ル巴取マノイナイエ	主要な眺望点及び景観資	重ね合わせにより、改変の	響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低
		主要な晩至点及び京観貢源の分布状況を調査した。	単44日わせにより、以後の 有無を予測した。	できる限り回避または低減されるかどうかを評価
		你ップ加仏化を調査した。		
			主要な眺望点からの風力	した。
			発電機の可視の状況を基	
			に、眺望景観の変化の程度	
			を予測した。	

表 4.2-1 計画段階配慮事項の調査、予測及び評価の手法

4.3. 調査、予測及び評価の結果

4.3.1 騒音及び超低周波音

(1) 調 査

(a)調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

- 事業実施想定区域及びその周囲の住居の可能性がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)の分布状況
- 事業実施想定区域及びその周囲の環境基準等の類型指定等法令による地域の規制状況

(b) 調查手法

調査は、数値地図(国土基本情報)、国土数値情報などの既存文献やその他資料を収集・整理し、 住居の可能性がある建物と環境配慮施設の分布状況を把握する手法とした。また、静岡県環境白 書等の既存文献や法令等を収集・整理し、規制状況を調査した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

事業実施想定区域及びその周囲における住居の可能性がある建物及び環境配慮施設の分布状況 については、「3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況及 び住宅の配置の状況」に示したとおりである。

また、「環境基本法」に基づく「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年、環境庁告示第 64 号)における類型の指定地域は、「3.2.8 環境保全を目的として法令等により指定された地域そ の他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境保全に関する施策の内容」に示したとお りである。

(2) 予 測

(a) 予測項目

- 予測項目は、以下のとおりとした。
- ・事業実施想定区域及びその周囲の住居の可能性がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福 祉施設など)への影響の程度

(b) 予測手法

事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から2.0kmの範囲について、500mごとに住居の可能性 がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)の数を集計した。

(c) 予測地域

「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」(平成 25 年、環境省総合環境政策局)では、先行実施モデル事業における調査・予測・評価の具体的方法に関する考え方において、事業実施想定区域から 2.0km を最大として、500mごとにおける住居等の分布を整理する予測方法が設定されている。

以上を踏まえて、事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から2.0kmの範囲を予測地域とした。

(d) 予測結果

予測結果は、表 4.3-1、表 4.3-2及び図 4.3-1に示す。

事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.0km の範囲に住居の可能性がある建物は、合計で 10,791 戸存在した。関係市町別では、南伊豆町に 5,581 戸、下田市に 5,210 戸存在した。また、 環境配慮施設(学校、病院、福祉施設等)では、合計で 14 施設存在した。関係市町別では、南伊 豆町に 7 施設、下田市に 7 施設存在した。

表 4.3-1 事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.0km の範囲における 住居の可能性がある建物の分布状況

(単位:戸)

市町	事業	実施想定区域(風車詞	设置予定範囲)からの	距離	合計
11111	0∼0.5km	0∼0.5km 0.5∼1.0km		1.5∼2.0km	1年1日
南伊豆町	0	0	3, 489	2,092	5, 581
下田市	0	0	1,868	3, 342	5,210
合計	0	0	5, 357	5,434	10, 791

表 4.3-2 事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.0km の範囲における 環境配慮施設の分布状況

(単位:施設)

市町	事業	合計			
111111	0∼0.5km	0.5~1.0km	1.0∼1.5km	$1.5 \sim 2.0 {\rm km}$	
南伊豆町	0	0	1	6	7
下田市	0	0	0	7	7
合計	0	0	1	13	14

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.0km の範囲に住居の可能性がある 建物は合計 10,791 戸、環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)は合計 14 施設存在しており、 騒音及び超低周波音の影響が生じる可能性がある。

上記の状況を踏まえて、今後の風車の配置等の検討においては、住居及び配慮施設等の分布状況、位置関係、距離について踏まえるとともに、現状の騒音、低周波音の状況を適切に把握の上で、必要に応じて環境保全措置を検討する。

以上のことから、本事業による重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。



4.3.2 風車の影

(1) 調 査

(a) 調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。 ・事業実施想定区域及びその周囲の住居の可能性がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福 祉施設など)の分布状況

(b) 調査手法

調査は、数値地図(国土基本情報)、国土数値情報などの既存文献やその他資料を収集・整理し、 住居の可能性がある建物と環境配慮施設の分布状況を把握する手法とした。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

事業実施想定区域及びその周囲における住居の可能性がある建物及び環境配慮施設の分布状況 については、「3.2.5 学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設の状況及 び住宅の配置の状況」に示したとおりである。

(2) 予 測

(a) 予測項目

予測項目は以下のとおりとした。

・事業実施想定区域及びその周囲の住居の可能性がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福 祉施設など)への影響の程度

(b) 予測手法

事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から2.2kmの範囲について、500mごとに住居の可能性 がある建物と環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)の数を集計した。

(c) 予測地域

海外の環境影響評価事例^{※1}では、風車の影による影響はローター直径の10倍の範囲内で発生す るとされている。本事業で設置を想定している風車の規模からすると約2.2kmとなる。 以上を踏まえて、事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から2.2kmの範囲を予測地域とした。 ※1 「Planning for Renewable Energy A Companion Guide to PPS22」(Office of the Deputy Prime Minister, 2004)

(d) 予測結果

予測結果は、表 4.3-3、表 4.3-4 及び図 4.3-2 に示す。

事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.2km の範囲に住居の可能性がある建物は、合計で 12,841 戸存在した。関係市町別では、南伊豆町に 6,035 戸、下田市に 6,806 戸存在した。また、 環境配慮施設(学校、病院、福祉施設等)では、合計で 21 施設存在した。関係市町別では、南伊 豆町に 7 施設、下田市に 14 施設存在した。

表 4.3-3 事業実施想定区域(風車設置予定範囲)外から 2.2km の範囲における 住居の可能性がある建物の分布状況

市町		事業実施想定区域(風車設置予定範囲)からの距離				
111111	0∼0.5km	0.5~1.0km	1.0∼1.5km	$1.5\sim 2.0$ km	2.0∼2.2km	合計
南伊豆町	0	0	3, 489	2,092	454	6,035
下田市	0	0	1,868	3, 342	1,596	6,806
合計	0	0	5, 357	5,434	2,050	12,841

表 4.3-4 事業実施想定区域(風車設置予定範囲)外から 2.2km の範囲における 環境配慮施設の分布状況

(単位:施設)

(単位:戸)

市町		合計				
111111	0∼0.5km	0.5~1.0km	1.0∼1.5km	1.5 \sim 2.0km	2.0∼2.2km	
南伊豆町	0	0	1	6	0	7
下田市	0	0	0	7	7	14
合計	0	0	1	13	7	21

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

予測の結果、事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.2km の範囲に住居の可能性がある 建物は合計 12,841 戸、環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)は合計 21 施設存在しており、 風車の影の影響が生じる可能性がある。

上記の状況を踏まえて、今後の風車の配置等の検討においては、住居及び配慮施設等の分布状況、位置関係、距離について踏まえるとともに、風車の影の状況を適切に把握の上で、必要に応じて環境保全措置を検討する。

以上のことから、本事業による重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。



4.3.3 動 物 (海域に生息するものを除く)

- (1) 調 査
 - (a) 調査項目

事業実施想定区域のうち風車設置予定範囲はすべて海域に位置しており、陸域の大規模な地形 改変は行わない。このため、地形改変の影響によって陸域に生息する動物に重大な影響を及ぼす 可能性はほとんどないと予測される。しかし、飛翔するコウモリ類、鳥類が事業実施想定区域の 上空を利用する可能性があることから、施設の存在及び施設の稼働による影響を受ける動物とし て、事業実施想定区域の上空を利用する可能性のある重要なコウモリ類、鳥類及び注目すべき生 息地を調査対象とした。

(b) 調査手法

調査は、既存文献などの収集整理及び専門家へのヒアリングにより実施した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。なお、注目すべき生息地のうち、海鳥コ ロニーデータベースの調査範囲は、有識者指摘より、海鳥類の飛翔能力を考慮して伊豆諸島利島 以南から八丈島までを対象とした。

(d) 調査結果

ア.重要な種の状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要なコウモリ類5種、重要な鳥類81 種が確認された。

イ.注目すべき生息地(海域に生息するものを除く)の状況

調査の結果、陸域における動物の注目すべき生息地として、事業実施想定区域及びその周囲に は、伊東市指定の天然記念物である「城ケ崎海岸燕島(つばくろじま)のアマツバメ集団生息地」、 海鳥類の繁殖地として「伊豆半島沿岸」「神子元島」、ガン・カモ類の重要な生息地として「石廊 崎」「大瀬」「下流」「弓ヶ浜」「青野川」「下田港」「稲生沢川」「爪木崎」「外浦」等が存在する。

また、事業実施想定区域から 20km 以上離れているが、「利島」「新島」「式根島」「神津島」「三 宅島」「御蔵島」「八丈島」等に海鳥類の繁殖地が確認されている。

その他、事業実施想定区域及びその周囲には鳥獣保護区が複数存在するが、事業実施想定区域には存在しない。

ウ. 専門家などヒアリング結果

既存文献の収集整理による調査結果の確認等を目的として、専門家などへのヒアリングを実施 した。ヒアリング結果の概要を表 4.3-5、表 4.3-6(1)~(3)に示す。

専門分野	表 4.3-5 専門家なとヒアリンク結果の概要(鳥類・渡り鳥) ヒアリング結果の概要
鳥類・渡り鳥	
(団体研究員)	 ・ 伊豆周辺では、鳥類の生息状況は断片的にしか発表されておらず、不明な部分が多い。生息環境と
	・ 伊豆周辺では、鳥類の生活状化は断方的にしが発表されておらり、不好な部方が多い。主意環境としては豊かな地域ではあるが、観察ポイントが絞り込めないため、調査効率、利便性の低さが影響
	していると思われる。
	・ 最近の文献では、静岡県レッドデータブック 2019 が充実している。
	 下田の御用邸周辺で宮内庁が調査・公表していれば、鳥類相の把握として有用であろう。 して、切ます。していれば、このですことにおぼにた。ている。
	・ 最近、伊東市の太陽光発電計画地の周辺で、ミゾゴイが確認され話題になっている。
	 猛禽類では、ミサゴ、ハヤブサが海岸〜沿岸を利用する種であるが、伊豆での調査報告はほとんどない。
	 ・ 古い文献だが、南伊豆の東大演習林で観察されたイイジマムシクイの渡りに関する論文がある。
	【鳥類の生息状況および重要な種・生息地について】
	・ 三宅島からは、春なら南伊豆を通過すると思われる。春の渡りは、急いで繁殖地に向かうため最短
	経路を利用すると考えれば、南伊豆を通過するであろう。秋の渡りは比較的余裕があるため、どの
	ルートをとるか不明である。
	・ 毎年、南伊豆では青野川周辺でイイジマムシクイを確認している。三宅島を目指していると思われ
	る。本種は鳴き声で種同定が可能である。本種が本当に夜間の渡りを行うかは不明である。
	・ ウチヤマセンニュウ、アカコッコは、直接の観察例はないが三宅島から南伊豆を通って夜間に渡る
	と思われる。これらの種は個体数も少なくほとんど鳴き声を発しないため、確認が難しい。
	・ 三宅島から北へ渡る鳥類の観察はほとんどされていないが、渡りの効率を考えると大島を迂回する
	ことは考えにくい。そのため、南伊豆を通過するルートをとると思われる。確認するためには、個
	体への衛星発信機装着による追跡調査を行う必要がある。小鳥類に装着可能な小型発信器が今後開
	発されれば、情報は充実するであろう。
	【事業による影響について】
	・ 事業に際し特に留意が必要な種は、シノリガモ、コアホウドリ、ヒメウ、シロチドリ、ウミスズメ、
	カンムリウミスズメ、ミサゴ、ハヤブサ、イイジマムシクイ、アカコッコである。
	・ メダイチドリは日本では繁殖例がない。
	・ タネコマドリ、ウチヤマセンニュウは文献では確認されていないが、伊豆諸島に分布する重要種で
	あり、調査で確認された場合は注意が必要である。
	 三宅島で冬に見られなくなる種は、伊豆を通過して渡るか、伊豆を目指して渡ってきていると思わ
	れる。
	 カンムリウミスズメは、神子元島で野鳥の会が保護増殖事業を行っているため、島周辺は対象地か
	ら除外した方がよい。本種は海面近くを低空飛翔し、採餌のため潜水した際に漁網による混獲が個
	体数の重大な減少要因である。洋上風力発電機のブレードは飛翔高度より高い位置で回転するため、
	本種のバードストライクの危険性は比較的低いと思われる。しかし、どのような事業影響があるか
	はっきりしない以上、本種へ配慮せざるを得ないだろう。
	 事業影響としては、バードストライクはもちろん餌環境(魚類等)の変化が懸念される。

表 4.3-5 専門家などヒアリング結果の概要(鳥類・渡り鳥)

専門分野	ヒアリング結果の概要
海鳥・生態系	【文献調査による地域概況および既存資料の情報について】
(大学准教授)	 ・ 当該海域は海鳥の調査事例が少なく、情報が欠落しているエリアである。特に冬季の情報は少ない。
	 海鳥コロニーデータベース(環境省)の内容を追加すること。当該海域のデータは少なく、また
	更新もあまりされていないが、海鳥の繁殖エリアを特定してから調査をする必要がある。
	・ マリーン IBA 選定海域のうち、「伊豆諸島北部」および「八丈島」は、生息する海鳥類(ウミツバ
	メ類、ミズナギドリ類、コアホウドリ)の移動能力から対象事業実施想定区域を利用する可能性
	が十分にあるため、情報を整理しておく必要がある。沿岸を好む種ではないが、気象条件によっ
	ては沿岸に現れると思われる。
	 ・ ヒメクロウミツバメのコロニーが伊豆諸島で新たに発見された。これらの種は採餌範囲が広く、
	当該海域を利用する可能性がある。山科鳥類研究所がこれらの調査を実施しており、情報を持っ ている。
	【海鳥類の生息状況および重要な種・生息地について】
	 カモメ科の何種かは当該海域を越冬地として利用している可能性がある。
	・ 海鳥に GPS を付ける調査では、オオセグロカモメは日本海側を中心に北海道・九州間を行き来す
	るが、時々太平洋側に出現する個体がいる。静岡の方も通過している。
	・ コアホウドリ、クロアシアホウドリは国際的に保全ランクが高い。アジサシ類(コアジサシ、セ
	グロカモメ、アジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサシ、ハシグロクロハラアジサ
	シ)、ウミスズメ類(ウミガラス、ケイマフリ、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、ウトウ)も、
	国際的な重要度が高く長距離の移動を行うため、予測評価対象とすること。
	【事業による影響について】
	 海鳥は、個体差やその時の天候などにもよって飛行ルートが変わるため、少数個体を対象とした
	追跡軌跡が個体群、種全体をどの程度反映しているかは不明である。また海洋生物の空間利用の
	スケールは陸上生物と比べて大きく、陸鳥のように地形的な制約をうけることはない。そのため、
	数 km 単位での移動ルート予測や離岸距離からの影響予測ができるものではない。
	・ 潜在的なリスクについては考慮する必要がある。沿岸の海岸斜面では上昇気流が発生しやすく、
	その風を利用して沿岸を飛翔する(レッジソアリング)事例が他海域で報告されている。このよ
	うな場合は、沿岸より沖合に風車を設置する方が望ましい。ただし沖にしかいない種もいるため、
	これらを考慮する場合は、どこに設置するのが適切か、十分検討する必要がある。
	・ 繁殖している鳥は繁殖地を起点に採餌場所と往復するため、繁殖地が確認されている場合は種ご
	とに適切な離隔を設定することで影響を回避することができる。漁港へ集まるような種であれば、
	漁港からの離隔等も設定する。
	・ 例外的にカンムリウミスズメは、孵化後すぐに雛鳥は親鳥について行動するため、親鳥が給餌の ため長照飾の短知しり、プロナストミカニしけかい、 古種はプランクトンので、 孵化後海に出た
	ため長距離の採餌トリップをするようなことはない。本種はプランクトン食で、孵化後海に出た
	あとは繁殖期まで上陸しない。数日間は島周辺海域にいるが、その後は日本列島に沿ってサハリ
	ンあたりまでは分散すると考えられている。
	・ カンムリウミスズメの抱卵中の採餌範囲に関する研究事例は、現在までない。海外における近縁 種のアメリカウミスズメのは、営営地から 平均 20-40km (しくぶ) 10-05km) が短知等用になって
	種のアメリカウミスズメでは、営巣地から平均 30~40km(レンジ 10~95km)が採餌範囲になって いるとの研究事例がある(Adama et al. 2004)
	いるとの研究事例がある (Adams et al., 2004)。
	・ カンムリウミスズメの巣立ち後の移動についても、詳細は明らかになっていない。繁殖地が点在
	する瀬戸内海では、本種が巣立つ 5-6 月に親子連れの家族群が頻繁に観察される。また、周辺海
	域では幼鳥が周年観察されることもある。そのため、巣立ち後のヒナが繁殖地周辺に留まる可能
	性も示唆される。一方で、ジオロケーターによる調査では、繁殖個体はヒナの巣立ち後に直ちに
	移動を開始し、繁殖地周辺に留まることはなかったようである(山口ら 2017;高島ら 2017)。

表 4.3-6(1) 専門家などヒアリング結果の概要(海鳥・生態系)
表 4.3-6(2) 専門家などヒアリング結果の概要(海鳥・生態系)

専門分野	ヒアリング結果の概要
海鳥・生態系	 風車後方の気流が鳥類に与える影響は、ほとんど研究されていない。特に海鳥では知見がない。
(大学准教授)	風車への衝突に比べれば、すぐに死亡リスクにつながるものではないため、重要視する必要はな
(続き)	い。風車を回避するためのコスト(エネルギーロス、採食効率の悪化)の方が影響が大きい。
	・ 風車の回避率は、一般的に陸鳥より海鳥の方が高い。ミズナギドリ類などは、離れた地点から風
	車群全体を避ける大規模回避(数百m手前から回避する)をする。対照的にカモメ類やウ類は風
	車近くから風車の間をすり抜ける小規模回避をする。バードストライクは小規模回避する種の方
	が多い。
	・ カモメ類やウ類のような人工物に依存するような種は、風車の漁礁効果により、昼夜問わず風車
	基部に集まる。このため、バードストライクも多くなる。
	 事業の工事影響により繁殖地を放棄した海鳥類は、おそらく工事終了後も元の繁殖地を使わない
	と思われる。一般的に海鳥類は長命なため、1回の繁殖成功を重要視していないので、繁殖地に
	比較的執着がなく、その他に適した環境があれば、繁殖地を移す。カンムリウミスズメの営巣地
	選択についてはよくわかっていないため、容易に別の繁殖場に移動するかは不明である。
	・ 風車のライトアップについては、現在世界中で議論がなされており、実験段階である。ライトア
	ップした場合も、しない場合も、一長一短があるため、どちらにすべき、という答えが出せる段
	階でない。ある種にとっては視認性が増すことで衝突リスクが下がるが、渡り鳥等では光をめが
	けて飛ぶ種もあり、衝突リスクが高まる。海外では、渡り時期だけライトアップを行ったり逆に
	停止したりするなど、運用の工夫をしている。
	・ 風車の漁礁効果についても、人工漁礁そのものが現在議論が分かれているところである。魚が一
	時的には集まるが、エリア全体では生物量が減る場合がある。また、特定の種しか増えない、外
	来生物の定着率が上がる、有用魚種を捕食する生物が増える、といった場合もあり、一概に良い
	とは言えない。
	【生態系について】
	・ 海域生態系は、変動性・スケールの問題で、陸上生態系とは考え方が異なる。海洋生物の環境利
	用のスケールは、とてつもなく大きいので、その中で数 km の環境変動を予測することは困難を極
	める。
	 事前に不確実なものを無理に予測することに注力し、多額のコストを費やすよりは、その分のリ
	ソースを事後モニタリングに回し、順応的な対策をするほうがよいという考え方もある。
	 海域の生態系の予測・評価は、まず欧米で既に整備されているようなデータベースを国等が整備
	することが必要である。また、ある程度不確実性に対処するような、事業形態、運用形態など、
	陸上の開発と異なる枠組みを構築する必要がある。
	・ 現在の知見でできる予測手法は、ごくわずかである。例えば海鳥では、種は限定されるが、カモ
	メ類では GPS 追跡による知見が蓄積され、ある海域では好む環境・水深等が分かってきているの
	で、地形・水深・離岸距離等のデータから大まかな分布予測ができる。しかしこれは対象海域が
	変われば利用する餌生物等条件が変わるので、事業を検討している海域で新たに調査およびモデ
	ルの再構築が必要になる。そういった理由からも、海域生態系の予測は現段階では難しいと思わ
	れる。
	 海外でも現時点では種間相互作用を考慮した生態系の予測・評価までできてない。
	・ 水産学で行われている漁場予測の研究(漁獲対象種の分布予測)も、産業分野の必要性から多額
	のコストと時間をかけて研究されているが、それでもなかなか難しい。そういった状況の中で、
	生物間相互作用も含めた生態系の予測・評価というのは、現実的には困難だろう。

(2) 予 測

(a)予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な動物(コウモリ類、鳥類)への影響
- ・注目すべき生息地への影響

(b) 予測手法

確認された重要な動物について、文献及び専門家等へのヒアリング結果から、各種の生態的特 性等をもとに、表 4.3-7 に示す類型区分ごとに整理し、事業実施想定区域上空を飛翔する可能性 の程度を予測した。

なお、主な生息環境が複数の類型区分に該当する種は、それぞれの類型区分に整理し、予測を 行った。

注目すべき生息地については、事業による直接改変の程度を予測した。

A 1.0 / 反王ピカ(王文は幼術/				
類型区分	整理基準			
山地、草地、湖沼などの内陸	内陸的環境であり、着床式洋上風力発電の建設は想定されない。			
的環境				
海岸断崖地・海浜部・砂丘	汀線より内陸側の海岸、海浜環境。着床式洋上風力発電の建設が想			
	定される海域に隣接している。			
藻場・海域	汀線より沖側の海域。着床式洋上風力発電の建設が想定される。			

表 4.3-7 類型区分 (重要な動物)

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

事業実施想定区域と重要な動物の生息環境から、施設の存在及び施設の稼働による影響を予測 した結果は表 4.3-8 及び表 4.3-9 に示す。

表 4.3-8 重要な動物	物への影響の予測結果
---------------	------------

A	a family make for the second		
分類群	類型区分	重要な動物	予測結果
哺乳類	山地、草地、	コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、オヒキ	主な生息環境は内陸部にあり、事業
(コウモリ類)	湖沼などの	コウモリ、モモジロコウモリ、ユビナガコウモリ	実施想定区域の上空を利用する可能
	内陸的環境	(5 種)	性は低いため、施設の存在及び施設
			の稼働による影響が生じる可能性は
			低い。ただし、主な生息環境は内陸
			部であるが、渡りの際に河口や海岸
			部を通過する種は、事業実施想定区
			域及びその周囲の上空を飛翔するこ
			とが想定されるため、施設の存在及
			び施設の稼働による影響が生じる可
			能性がある。
	海岸断崖	コキクガシラコウモリ、キクガシラコウモリ、オヒキ	事業実施想定区域及びその周囲の上
	地 · 海 浜		空を飛翔することが想定されるた
	部・砂丘	(4 種)	め、施設の存在及び施設の稼働によ
			る影響が生じる可能性がある。
	藻場・海域	(該当種なし)	
鳥類	山地、草地、	ウズラ、ヤマドリ、マガン、オシドリ、トモエガモ、	主な生息環境は内陸部にあり、事業
1119 /34	湖沼などの	アカハジロ、カラスバト、ヨシゴイ、ミゾゴイ、ゴイ	実施想定区域の上空を利用する可能
	内陸的環境	サギ、ササゴイ、チュウサギ、マナヅル、シマクイナ、	性は低いため、施設の存在及び施設
	111111111111111	クイナ、ヒクイナ、ヨタカ、タゲリ、ケリ、イカルチ	の稼働による影響が生じる可能性は
		ドリ、シロチドリ、メダイチドリ、ヤマシギ、コシャ	低い。ただし、主な生息環境は内陸
		クシギ、ダイシャクシギ、ホウロクシギ、ツルシギ、	部であるが、渡りの際に河口や海岸
		コアオアシシギ、タカブシギ、オバシギ、ハマシギ、	部を通過する種は、事業実施想定区
		コアジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジ	城及びその周囲の上空を飛翔するこ
		サシ、ハシグロクロハラアジサシ、ミサゴ、ハチクマ、	とが想定されるため、施設の存在及
		ハイイロチュウヒ、ハイタカ、オオタカ、サシバ、イ	び施設の稼働による影響が生じる可
		ヌワシ、クマタカ、オオコノハズク、フクロウ、アオ	能性がある。
		バズク、コミミズク、アカショウビン、ヤマセミ、ブ	11日1日かるの。
		ッポウソウ、アリスイ、ハヤブサ、サンショウクイ、	
		リンコウチョウ、コシアカツバメ、イイジマムシクイ、 サンコウチョウ、コシアカツバメ、イイジマムシクイ、	
		· ウンコッフョウ、コンフルフハス、イインマムンライ、 ウチヤマセンニュウ、マミジロ、アカコッコ、ノビタ	
		リノイマビンニュリ、マミンロ、ノルコリコ、ノビク キ、コサメビタキ、ミヤマホオジロ、ノジコ、コジュ	
	海巴哈巴	(64種) 	東光安佐相安区は正だこの国際のし
	海岸断崖		事業実施想定区域及びその周囲の上
	地・海浜		
	部・砂丘	ウ、ゴイサギ、ササゴイ、ケリ、シロチドリ、メダイ	
		チドリ、セイタカシギ、オオソリハシシギ、ダイシャ	る影響が生じる可能性がある。
		クシギ、ホウロクシギ、コアオアシシギ、オバシギ、	
		ハマシギ、ヘラシギ、コアジサシ、セグロアジサシ、	
		アジサシ、クロハラアジサシ、ハジロクロハラアジサ	
		シ、ハシグロクロハラアジサシ、ウミガラス、ケイマ	
		フリ、ウミスズメ、ミサゴ、オオタカ、ハヤブサ、コ	
		シアカツバメ (20 年)	
		(33種)	
	藻場・海域	コアホウドリ、クロアシアホウドリ、ヒメクロウミツ	事業実施想定区域及びその周囲の上
		バメ、ヒメウ、セグロアジサシ、ウミガラス、ケイマ	空を飛翔することが想定されるた
		フリ、ウミスズメ、カンムリウミスズメ、ウトウ	め、施設の存在及び施設の稼働によ
		(10 種)	る影響が生じる可能性がある。

注目すべき生息地	利用する主な動物	予測結果
城ケ崎海岸燕島(つばくろじま)のア	アマツバメ	事業実施想定区域は海域であり、地形
マツバメ集団生息地		改変による影響が生じる可能性は低
		い。ただし、営巣地を利用する鳥類が
		事業実施想定区域及びその周囲の上空
		を飛翔することが想定されるため、施
		設の存在及び施設の稼働により営巣す
		る鳥類に影響が生じる可能性がある。
伊豆半島沿岸	カンムリウミスズメ	一部が事業実施想定区域内に存在する
		ため、直接改変による影響が生じる可
		能性がある。
神子元島	カンムリウミスズメ	事業実施想定区域は海域であり、地形
		改変による影響が生じる可能性は低
		い。ただし、営巣地を利用する鳥類が
		事業実施想定区域及びその周囲の上空
		を飛翔することが想定されるため、施
		設の存在及び施設の稼働により営巣す
		る鳥類に影響が生じる可能性がある。
利島、新島、新島近海(根浮岬・早島)	ウミウ、カンムリウミスズメ、オース	事業実施想定区域から 20km 以上離れ
周辺海域、式根島、神津島、三宅島、	トンウミツバメ、コシジロウミツバメ、	ており、地形改変による影響は生じな
三宅島新澪池、御蔵島、御蔵島元根、	ヒメクロウミツバメ、ウミネコ、カツ	い。ただし、営巣地を利用する鳥類が
八丈島、八丈小島、八丈小島(小池根)	オドリ、オオミズナギドリ、ハシボソ	事業実施想定区域及びその周囲の上空
	ミズナギドリ、アナドリ	を飛翔することが想定されるため、施
		設の存在及び施設の稼働により営巣す
		る鳥類に影響が生じる可能性がある。
下田、トモロトンネル、稲取自然公園、	(鳥獣保護区)	事業実施想定区域は海域であり、地形
稲取自然観察の森、梨本、天城高原、		改変による影響が生じる可能性は低
霊友会周辺、天城、伊東市八幡野小学		¢∿₀
校野鳥愛護林、伊東市大室高原、伊東		
市大池小学校、川奈	ガン・カモ類	かぶす光安佐相号に <u>やみたた</u> とっ
石廊崎、弓ヶ浜、下田港、爪木崎、外	- ハン・ハモ頬	一部が事業実施想定区域内に存在する
浦		ため、直接改変による影響が生じる可
	おントウトを行	能性がある。
大瀬、下流、青野川、稲生沢川、河津	ガン・カモ類	事業実施想定区域は海域であり、地形
川、松川湖、一碧湖、八代田		改変による影響が生じる可能性は低い
		k'.

表 4.3-9 注目すべき生息地への影響の予測結果

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

山地、草地、湖沼などの内陸的環境を主な生息域とする重要な種については、事業実施想定区 域を利用する可能性は低いため、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。 ただし、主な生息環境は内陸部であるが、渡りの際に河口や海岸部を通過する種は、事業実施想

定区域の上空を飛翔することが想定されるため、影響が生じる可能性がある。 海岸断崖地・海浜部・砂丘を主な生息域とする重要な種については、事業実施想定区域及びそ

の周囲の上空を飛翔することが想定されるため、影響が生じる可能性がある。 藻場・海域を主な生息域とする重要な種については、事業実施想定区域及びその周囲の上空を 飛翔することが想定されるため、また生息地の直接改変が想定されることから、影響が生じる可 能性がある。

事業実施想定区域及びその周囲に存在する注目すべき生息地については、鳥類の営巣地は陸域 であり、事業による大規模な地形改変はほとんど行わないため、重大な影響を回避または低減で きる可能性が高いと評価する。ただし、営巣地を利用する鳥類が事業実施想定区域及びその周囲 の上空を飛翔することが想定されるため、施設の存在及び施設の稼働により営巣する鳥類に影響 が生じる可能性がある。また、生息地が事業実施想定区域内に一部存在するものについては、直 接改変による影響が生じる可能性がある。

なお、方法書以降の手続においては、以下の事項に留意する。

- ・現地調査により動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して事業による影響の予測を行い、影響が生じるおそれがある場合、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・現地調査の実施にあたって、専門家意見等を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲に主な
 生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえて調査時期、調査方法などを検討する。
- ・特に、コウモリ類、海鳥、渡り鳥や希少猛禽類等については、対象事業実施区域及びその周 囲における飛翔高度や渡りルート、利用状況等に留意して調査を行う。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避または低 減できる可能性が高いと評価する。

4.3.4 動物(海域)

(1) 調 査

(a) 調査項目

洋上風力発電事業では、海域に生息する動物への影響として、風力発電機の設置に伴う地形改 変及び施設の存在による影響が考えられることから、地形改変及び施設の存在により影響を受け る動物として、事業実施想定区域及びその周囲の海域に生息する重要な種及び注目すべき生息地 の分布状況について整理した。

(b) 調査手法

調査手法は、既存文献などの収集整理及び専門家ヒアリングにより実施した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。なお、注目すべき生息地のうち、「マリーン IBA 白書 海鳥から見た日本の重要海域」の調査範囲は、有識者指摘より、海鳥類の飛翔能力 を考慮して伊豆諸島利島以南から八丈島までを対象とした。

(d) 調査結果

ア.重要な種の状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な海棲哺乳類16種、重要な海棲爬 虫類4種、重要な魚等の遊泳生物131種(うち魚類129種、頭足類2種)、重要な潮間帯動物7種、 重要な底生生物19種、重要な藻場・干潟・サンゴ群集に生息する動物10種、重要な造礁サンゴ3 種が確認された。なお、卵・稚仔、動物プランクトンでは重要種は確認されなかった。

イ. 注目すべき生息地(海域)の状況

調査の結果、海域における動物の注目すべき生息地として、事業実施想定区域には、生物多様 性の観点から重要度の高い海域の「伊豆半島沿岸」「黒潮・本州海域」「相模トラフ・南部海山」 が存在する。また、事業実施想定区域から 20km 以上離れているが、「マリーン IBA 白書 海鳥か ら見た日本の重要海域」で重要海域に指定されている「伊豆諸島北部」「八丈島」が存在する。

ウ. 専門家などヒアリング結果

既存文献の収集整理による調査結果の確認等を目的として、専門家などへのヒアリングを実施 した。ヒアリング結果の概要を表 4.3-10~表 4.3-12 に示す。

表 4.3-10	専門家などヒアリ	ング結果の概要	(海棲哺乳類)
----------	----------	---------	---------

専門分野	ヒアリング結果の概要
海棲哺乳類	【文献調査による地域概況および既存資料の情報について】
(大学教授)	・ 過去に沼津市でハッブスオウギハクジラが漂着した記録がある。本種は熱帯〜温帯性なので生息し
	ている可能性が高い。
	・ ミナミハンドウイルカは御蔵島の定住個体群が近年分散傾向にあるため、当該海域を利用する可能
	性が高い。以前も伊豆で居ついたことがある。
	【海棲哺乳類の生息状況および重要な種・生息地について】
	・ スナメリは、水深 50m 以浅のごく浅い海域を利用している。伊豆での生息確認情報は無いが、生息
	している可能性を考慮すべきである。生息する可能性があるとすれば、東京湾を利用する系群と思
	われる。清水港に一昨年頃迷入した記録はある。遠州灘、渥美半島周辺では生息しているが、浜名
	湖より東側へはほとんど来ないため、海岸沿いに移動してきて、たまたま迷入したと思われる。
	・ 相模湾では、東京湾に生息する個体が三浦半島を回ってくる可能性はあるが、これも相模湾北部ま
	でだろう。伊東市沿岸は急深になっているので、これを越えて南側に来ることはあまり無いと思わ れる。
	・ アカボウクジラ科は水深 1,000m 程度の深い海域を主に利用する。沿岸捕鯨対象のツチクジラ漁で
	は、1,000m 等深線を目指して操業する。
	 オキゴンドウは周辺海域ではさほど見られない。
	 ・ スジイルカは、伊豆では昔から漁獲されていた種であり、目録のなかでは普通にみられる種である。
	 ハセイルカは沿岸で比較的狭い範囲に定住する種だが、伊豆周辺では現状定住したという情報はな
	い。近年、周辺海域では生息確認されていないと思われる。
	 相模湾で海棲哺乳類相を把握するような調査は行われていない。
	【事業による影響について】
	・ 事業の環境影響評価をするにあたっては、その種が「日常的にみられるか」「生息地として利用す
	る時期・時間帯があるか」「偶発的に出現した記録があるか」を分けて考える必要がある。
	・ この場合、セミクジラ、ニタリクジラ、ナガスクジラ、シャチ、ワモンアザラシの5種は、偶発的
	な記録とみなし、また利用もしないため予測対象から除外してもよい。
	 ・ コククジラ、ザトウクジラは沿岸を回遊するため、事業の影響を受ける恐れがある。コククジラは
	ここ数年、近傍の神津島、三保でサハリン系群の個体が目撃されている。
	 スナメリは、現在まで当該海域で生きた個体の確認報告は無いが、生息する可能性を考慮すべきで
	あり、今後の現地調査結果をもって判断すること。配慮書段階では予測対象としておく。
	 アカボウクジラ科は、事業実施想定区域のうち、水深 100m より浅い海域ではほとんど見られない。
	 工事中に確認されなくなった種が、工事後に戻るかどうかは、周辺環境をどの程度改変するかによ
	る。たとえば、構造物の土台が餌場を改変してしまった場合、利用しなくなる可能性がある。
	・ 事業影響としては、海流変化など個体への直接的なものより、餌環境等の変化等間接的なインパク
	トが懸念される。
	 ・ 餌生物としては、周辺海域での確認種の多くは中層性の魚類、頭足類等を主に摂餌する。特にアカ
	ボウクジラ科、ハナゴンドウは中層のイカ類、コビレゴンドウは中層の大型イカ類、ハンドウイル
	カは表層性魚類、中層ハダカイワシ類、底層のソコダラ類を主に摂餌する。
	・ 餌生物の中層性のマイクロネクトン類の稚魚は、事業実施想定区域周辺を利用するとは考えにく
	٧٠°

専門分野	
海棲爬虫類 (大学教授)	【文献調査による地域概況および既存資料の情報について】 ・ ウミガメ類は、浅瀬ならどこでも上陸する可能性がある。伊豆では、特にアカウミガメの上陸が確 認されているが、アオウミガメも周辺での生息が確認されているため、上陸する可能性は残る。そ の他の種はいないと思われる。
	 【海棲爬虫類の生息状況および重要な種・生息地について】 伊豆周辺海域では、地付きのウミガメ類がいるとの情報がある。ダイビングショップがこれらのウミガメ類の生息情報を持っていると思われる。 下田海中水族館ではアカウミガメ産卵調査を実施しており、その他地域住民からの情報提供があるので聞き取りを行うとよい。 NED0 などが公表しているウミガメ類の産卵確認地点は、ごく限定的な情報である。伊豆半島は産卵が確認されている砂浜は少ないが、これは産卵しないのではなく、調査がされていないため不明という意味である。実際は未確認の産卵場がある可能性がある。 実際の調査は、水族館に依頼して「上陸した」という速報を提供してもらい、そのタイミングで当該地を調査する方が効率がよい。
	 【事業による影響について】 ウミガメ類の保全では、砂浜域での繁殖期(産卵・子ガメが海に帰るまで)に注目しがちだが、伊 豆沿岸では非繁殖期も定住しているウミガメ類がいるため、これらへの事業影響が特に懸念される。 本種は数十mの水深に生息するため、事業実施が見込まれるエリアと重複する。 ウミガメ類に対する事業影響として特に懸念される要因は、「騒音・振動」「光害」であり、特に「光 害」の影響が大きい。「騒音・振動」については、実際にどの程度影響するかはまだ研究されていな い。
	 「騒音・振動」「低周波音」については、どの程度音源から離れればウミガメ類の聴覚閾値以下となるかを、飼育実験と音の距離減衰式から推定できる。ただ、水族館の狭い水槽での実験だと、結果が明確に出ないと思われる。 工事時の騒音により、定住のウミガメ類が忌避し、生息しなくなると思われる。 ケーブル敷設工事に関して、巻き上げられた土砂により水の濁りが発生し、餌場の環境悪化や餌の海藻類消失が懸念される。 ケーブルの陸揚げ箇所が砂浜であれば、そこはウミガメ類の繁殖場と被るため影響があると思われる。
	 る。 ケーブルの設置方法で、埋設せず海底に出ている状況であれば、ケーブルと海底の隙間に挟まる個体がいるかもしれない。 まずはダイビングショップ等への聞き取りで定住のウミガメ類が確認されている地点を抽出し、その半径〇kmは事業区域から除外するなどの対策が必要である。 また繁殖期を避けた工事時期を設定する必要がある。

表 4.3-11 専門家などヒアリング結果の概要(海棲爬虫類)

表 4.3-12 専門家などヒアリング結果の概要(魚類、卵・稚仔)

専門分野	ヒアリング結果の概要
魚類、卵・稚仔 (大学教授)	 【文献調査による地域概況および既存資料の情報について】 ・ 南日本で生息している種は、概ね当該海域にも生息すると思われる。 ・ 対象エリアを限定した整理方針とするのであれば、海流の流れを考慮して判断するとよい。例えば、 沼津市大瀬崎は対象事業実施想定区域からさらに湾奥であるが、ここでの確認種は駿河湾を反時計回 りに流れる黒潮性の種であり、対象事業実施想定区域にも生息すると考えてよい。 ・ 一般的な種は他の海域にも生息するので、環境が局所的に悪くなっても、種の存続という観点からは さほど問題はない。一番問題なのは、ほとんど認知されていない種への環境のインパクトであり、知 らないうちに絶滅してしまうことである。 ・ 相模灘に限った調査報告はほとんどないため、今回は相模湾で確認された種を参考とすれば良いであ ろう。 ・ 収集文献の「駿河湾魚類分布目録」は、水深数千mに生息する深海性種(トカゲギス等)も含まれてい る。これらの種は事業と直接関係はない。
	 【魚類・卵・稚仔の生息状況および重要な種・生息地について】 ホシガレイは東北では重要な漁獲対象種であるが、当海域での分布は疑問。 ヤナギムシガレイは、湾奥の陸棚斜面に生息する。 ギスは、資源量としてはかなり少ないが、小田原でかまぼこの材料としてかつては重要な漁獲対象種であった。 カタボシイワシ、ヒレコダイは近年生息域が北上している。
	 【事業による影響について】 ケーブル設置想定エリア、風車設置想定エリアを分け、さらに水深により類型区分して予測・評価を するとよい。 着床式は、遊泳力がない底生種への影響が考えられる。 水深 50m 以浅かつ底性種は、事業影響を強くうけるので、特に配慮するべきである。 駿河トラフの中だけで確認されているような種は、本事業による直接的影響はないと考える。 ミツクリザメ、オンデンザメ、ビロウドザメ、タロウザメ、モミジザメ、ラブカは深海性であるため、 風車設置予定範囲の浅海域の予測については、これらの種は予測対象から除外してよい。 イシカワシラウオは、水深 50m 以浅の沿岸域に生息する。類型区分では水深 50m 以深・外洋域を除外 してよい。 オヒョウは北海道など北方性の種であるため、予測対象から除外してよい。

(2) 予 測

(a)予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な海域の動物への影響
- ・注目すべき生息地への影響

(b) 予測手法

確認された重要な動物について、水深、基盤条件などにより分布特性を整理し、表 4.3-13 に示 す主な分布域ごとに区分し、事業による影響の程度をそれぞれ予測した。

なお、回遊等で複数の類型区分にわたり利用する種は、それぞれの類型区分に整理し、予測を 行った。

また、海棲哺乳類のセミクジラ、ナガスクジラ、シャチ、ワモンアザラシ、海棲爬虫類のエラ ブウミヘビ、魚類等の遊泳生物のオヒョウについては、有識者による指摘および主な生息環境の 情報より、偶発的な確認記録であるとみなし、事業実施想定区域及びその周囲は本来の生息地で はないものとして、予測対象から除外した。

注目すべき生息地については、事業による直接改変の程度を予測した。

	农 4.0 10 发生已为《海戏动物》		
類型区分	整理基準		
水深 50m 以浅の沿岸域	水深 0~50m の沿岸域。潮間帯や藻場から構成される。		
水深 50~200m の沿岸域	水深 50~200m の沿岸域で、大陸棚の外縁までの区域。		
水深 200m 以深の深海域また	水深 200m 以深の深海域または大陸棚より沖合の外洋域。事業実施想		
は外洋域	定区域では風車設置予定範囲外である。		

表 4.3-13 類型区分(海域動物)

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

事業実施想定区域及びその周囲に生息する重要な動物及び注目すべき生息地について、地形改変及び施設の存在による影響を予測した結果は表 4.3-14(1)~(3)及び表 4.3-15 のとおりである。

	<u> </u>	4() 動物の重要な種への影響の予測結果()	
分類群	類型区分	標準和名	影響の予測結果
海棲哺乳類	水深 50m 以浅	ザトウクジラ※、コククジラ※、ハセイルカ、ミナ	事業実施想定区域及びその周
	の沿岸域	ミハンドウイルカ、スナメリ	囲に生息していることが想定
			されるため、直接改変及び施
		※回遊時の一時的な通過	設の存在による影響が生じる
			可能性がある。
	水深 50~200m	ザトウクジラ※、コククジラ※、ハセイルカ、マダ	事業実施想定区域及びその周
	の沿岸域	ライルカ、スジイルカ、ミナミハンドウイルカ	囲に生息していることが想定
			されるため、直接改変及び施
		※回遊時の一時的な通過	設の存在による影響が生じる
	水深 200m 以深	オキゴンドウ、マダライルカ、スジイルカ、ミナミ	可能性がある。 主な生息環境は深海域及び外
	小保 200m 以保 の深海域また	ハンドウイルカ、ツチクジラ、ハッブスオウギハク	主な生息環境は保備域及の外洋域であり、事業実施想定区
	は外洋域	ジラ、コブハクジラ、イチョウハクジラ、アカボウ	体域でのり、 事業実施 認定区 域及びその周囲に生息する可
	はアトイナ攻	クジラ	域及いての向囲に生息する可能性がないと考えられるた
		(9 種)	能住がないと考えられるため、直接改変及び施設の存在
		(3 1里)	い、 置後 しまる 影響が 生じる 可能性は
			低い。
海棲爬虫類	水深 50m 以浅	アオウミガメ、アカウミガメ※、タイマイ	事業実施想定区域及びその周
IF WICH A	の沿岸域	(3 種)	囲に生息していることが想定
	水深 50~200m	※繁殖期	されるため、直接改変及び施
	の沿岸域		設の存在による影響が生じる
			可能性がある。
	水深 200m 以深	アオウミガメ、アカウミガメ※	事業実施想定区域及びその周
	の深海域また	(2 種)	囲に生息する可能性がないと
	は外洋域	※非繁殖期	考えられるため、直接改変及
			び施設の存在による影響が生
			じる可能性は低い。
魚等の遊泳	水深 50m 以浅	クロヌタウナギ、ギンザメ、ネコザメ、オオセ、ト	事業実施想定区域及びその周
生物(魚類)	の沿岸域	ラフザメ、シロワニ、オオワニザメ、ホシザメ、シ	囲に生息していることが想定
		ロザメ、エイラクブカ、クロヘリメジロザメ、ハナ	されるため、直接改変及び施
		ザメ、ドタブカ、イタチザメ、エビスザメ、フトツ	設の存在による影響が生じる
		ノザメ、カスザメ、コロザメ、ノコギリザメ、シノ	可能性がある。
		ノメサカタザメ、トンガリサカタザメ、ウチワザメ、 ガンギエイ、コモンカスベ、ツマリカスベ、マダラ	
		<i>ハンキエ</i> イ、コモンガスへ、フマリガスへ、マタフ エイ、ツバクロエイ、トビエイ、マダラトビエイ、	
		イトマキエイ、タイワンイトマキエイ、イセゴイ、	
		コトマイエイ、タイジンイトマイエイ、イビゴイ、 ニホンウナギ、オオウナギ、アマゴ(サツキマス)、	
		イシカワシラウオ、ホタテエソ、クダヤガラ、ガン	
		テンイショウジ、カワョウジ、ダイダイヨウジ、テ	
		ングヨウジ、イッセンヨウジ、オニボラ、クルメサ	
		ヨリ、タケノコメバル、キツネメバル、カナガシラ、	
		アカメ、アカメモドキ、チゴハナダイ、イトヒキハ	
		ナダイ、クマソハナダイ、シロオビハナダイ、オオ	
		スジハタ、サラサハタ、センニンガジ、シロアマダ	
		イ、ヨロイアジ、ダイダイコショウダイ、オオニベ、	
		クログチ、ホンニベ、アオギス、ユウゼン、ユゴイ、	
		マルイボダイ、バラヒラベラ、カマキリ、カジカ(中	
		卵型)、トクビレ、ホテイウオ、コモンイトギンポ、	
		クロギンポ、カワアナゴ、チチブモドキ、オカメハ	
		ゼ、タメトモハゼ、ワラスボ、チワラスボ属、イト	
		ヒゲモジャハゼ、シジミハゼ、アサガラハゼ、タネ	
		ハゼ、クロコハゼ、シラヌイハゼ、アカハゼ、コモ	
		チジャコ、ヒモハゼ、ビリンゴ、エドハゼ、シロウ	
		オ、キマイラミミズハゼ、ヒナハゼ、トビハゼ、ナ	
		ガレメイタガレイ、ババガレイ、ヤナギムシガレイ、	
		コウライアカシタビラメ、マフグ、ムシフグ (101 年)	
		(101 種)	

表 4.3-14(1) 動物の重要な種への影響の予測結果(海域)

分類群	<u>我</u> 4.5	標準和名	影響の予測結果
魚等の遊泳	水深 50~200m	ホソヌタウナギ、クロヌタウナギ、ギンザメ、シロ	事業実施想定区域及びその周
生物(魚類)	の沿岸域	ワニ、オオワニザメ、ホシザメ、シロザメ、エイラ	囲に生息していることが想定
(続き)		クブカ、クロヘリメジロザメ、ドタブカ、イタチザ	されるため、直接改変及び施
		メ、エドアブラザメ、カグラザメ、エビスザメ、フ	設の存在による影響が生じる
		トツノザメ、カスザメ、コロザメ、ノコギリザメ、	可能性がある。
		シノノメサカタザメ、トンガリサカタザメ、ウチワ	
		ザメ、ガンギエイ、コモンカスベ、マダラエイ、ツ	
		バクロエイ、トビエイ、マダラトビエイ、オニイト	
		マキエイ、イトマキエイ、タイワンイトマキエイ、	
		ニホンウナギ、オオウナギ、ホタテエソ、アコウダ	
		イ、バラメヌケ、ウスメバル、アラメヌケ、キツネ	
		メバル、カナガシラ、アカメ、アカメモドキ、チゴ	
		ハナダイ、イトヒキハナダイ、クマソハナダイ、シ	
		ロオビハナダイ、オオスジハタ、シロアマダイ、オ	
		オニベ、クログチ、ホンニベ、アオギス、ユウゼン、	
		マルイボダイ、バラヒラベラ、カマキリ、トクビレ、	
		ホテイウオ、ビリンゴ、ナガレメイタガレイ、ババ	
		ガレイ、ホシガレイ、ヤナギムシガレイ、マツカワ、	
		コウライアカシタビラメ、マフグ、ムシフグ (cc 種)	
			<u> ナナト</u> 中 四 座 は ひょうりん
	水深 200m 以深	ホソヌタウナギ、クロヌタウナギ、ギンザメ、ココ	主な生息環境は深海域及び外
	の深海域また	ノホシギンザメ、アズマギンザメ、テングギンザメ、 ミツクリザメ、シロワニ、オオワニザメ、エイラク	洋域であり、事業実施想定区 域及びその周囲に生息する可
	は外洋域	- ミンクリリメ、シロワー、オオワーリメ、エイフク ブカ、ドタブカ、イタチザメ、ラブカ、エドアブラ	域及びその周囲に生息する可能性は低いと考えられるた
		- ノル、トラノル、イラノリク、ノノル、エトノノノ - ザメ、カグラザメ、エビスザメ、オンデンザメ、ビ	
		リハ、ハグノリア、エレヘリハ、オンノンリア、レロウドザメ、タロウザメ、モミジザメ、ゲンロクザ	
		メ、フトツノザメ、カスザメ、コロザメ、ノコギリ	低い。
		ザメ、オニイトマキエイ、イトマキエイ、タイワン	
		イトマキエイ、ギス、ニホンウナギ、オオウナギ、	
		サヨリトビウオ、ホウズキ、アコウダイ、バラメヌ	
		ケ、サンコウメヌケ、オオサガ、アラメヌケ、クマ	
		ソハナダイ、オオスジハタ、ヒレコダイ、マルイボ	
		ダイ、カマキリ、トクビレ、ホテイウオ、ババガレ	
		イ、ホシガレイ、マツカワ、マフグ、カラス	
		(50 種)	
魚等の遊泳	水深 50m 以浅	イイダコ、ヒョウモンダコ	事業実施想定区域及びその周
生物	の沿岸域	(2 種)	囲に生息していることが想定
(頭足類)			されるため、直接改変及び施
			設の存在による影響が生じる
			可能性がある。
	水深 50~200m	(※該当種なし)	
	の沿岸域		
	水深 200m 以深		—
	の深海域また		
	は外洋域		
潮間帯動物	水深 50m 以浅	ニッポンフサゴカイ、ミナミエラコ、バテイラ、ウ	事業実施想定区域及びその周
	の沿岸域	ミニナ、ヒメエガイ、アコヤガイ、フジノハナガイ	囲に生息していることが想定
		(7 種)	されるため、直接改変及び施
			設の存在による影響が生じる
			可能性がある。

表 4.3-14(2) 動物の重要な種への影響の予測結果(海域)

分類群	類型区分	標準和名	影響の予測結果
底生生物	水深 50m 以浅	ニッポンオフェリア、アリアケカンムリゴカイ、ニ	事業実施想定区域及びその周
	の沿岸域	ッポンフサゴカイ、ミナミエラコ、バテイラ、ウミ	囲に生息していることが想定
		ニナ、バイ、ハンレイヒバリガイ、ヤマホトトギス、	されるため、直接改変及び施
		アコヤガイ、イタヤガイ、イセシラガイ、シラオガ	設の存在による影響が生じる
		イ、ウスハマグリ、モモノハナガイ、サクラガイ、	可能性がある。
		ヒラザクラガイ、バラフマテガイ、キヌタアゲマキ	
		(19種)	
	水深 50~200m	(※該当種なし)	
	の沿岸域		
	水深 200m 以深		—
	の深海域また		
	は外洋域		
藻場・干	水深 50m 以浅	ミナミエラコ、バテイラ、ウミニナ、アコヤガイ、	事業実施想定区域及びその周
潟・サンゴ	の沿岸域	イイダコ、ヒョウモンダコ、ネコザメ、ニホンウナ	囲に生息していることが想定
群集に生息		ギ、オオウナギ、アマゴ(サツキマス)	されるため、直接改変及び施
する動物		(10 種)	設の存在による影響が生じる
Net all and a			可能性がある。
造礁サンゴ	水深 50m 以浅	エダミドリイシ、オキナワハマサンゴ、ニホンアワ	事業実施想定区域及びその周
	の沿岸域	サンゴ	囲に生息していることが想定
		(3種)	されるため、直接改変及び施
			設の存在による影響が生じる
		()シノコナ)) () () () () () () () () (可能性がある。
	水深 50~200m	(※該当種なし)	
	の沿岸域		
	水深 200m 以深		—
	の深海域また		
	は外洋域		

表 4.3-14(3) 動物の重要な種への影響の予測結果(海域)

表 4.3-15 注目すべき生息地への影響の予測結果

注目すべき生息地	選定基準の概要	予測結果			
伊豆半島沿岸	重要な沿岸域	事業実施想定区域内に一部存在するた			
		め、直接改変による影響が生じる可能			
		性がある。			
黒潮・本州海域	沖合表層域	事業実施想定区域内に一部存在する			
		が、風車の設置範囲外であり、表層域			
		の改変は行わないため、直接改変によ			
		る影響が生じる可能性は低い。			
相模トラフ・南部海山	沖合海底域	事業実施想定区域内に一部存在する			
		が、風車の設置範囲外であるため、直			
		接改変による影響が生じる可能性は低			
		¢ ۲₀			
大島南部、新島周辺、神津島周辺、大	沖合表層域、沖合海底域、マリーン IBA	事業実施想定区域から 20km 以上離れ			
野原島周辺、三宅島周辺、御蔵島周辺、		ており、直接改変による影響は生じな			
八丈島周辺、南海トラフ・駿河湾・九		¢ ۲₀			
州海域、伊豆諸島北部、八丈島					

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

水深 50m 以浅および水深 50~200m の沿岸域を主な生息環境とする重要な種については、直接改 変及び施設の存在による影響が生じる可能性がある。

水深 200m 以深の深海域または外洋域を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定 区域及びその周囲に生息する可能性は低いことから、重大な影響を回避または低減できる可能性 が高いと評価する。

事業実施想定区域及びその周囲に存在する注目すべき生息地については、重要海域(沿岸)の 一部が事業実施想定区域内に存在するため、直接改変による影響が生じる可能性がある。一方、 重要海域(沖合表層域・沖合海底域)の一部が事業実施想定区域内に存在するものの、風車設置 予定範囲外であるため、直接改変による影響が生じる可能性は低いことから、重大な影響を回避 または低減できる可能性が高いと評価する。

事業実施想定区域から20km以上離れている生息地は、直接改変による影響は生じないことから、 重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。ただし、営巣地を利用する鳥類が 事業実施想定区域及びその周囲の上空を飛翔することが想定されるため、施設の存在及び施設の 稼働により営巣する鳥類に影響が生じる可能性がある。

なお、方法書以降の手続においては、以下の事項に留意する。

- ・現地調査により海域の動物の生息状況を把握し、生息が確認された重要な種に対して、事業による影響の予測を行い、影響が生ずるおそれがある場合、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・現地調査の実施にあたって、専門家意見等を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲に主な
 生息環境が存在する種の生態的特性を踏まえて調査時期、調査方法などを検討する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避または低 減できる可能性が高いと評価する。

4.3.5 植物

(1) 調 査

(a) 調査項目

海域に生育する植物への影響として、風力発電機の設置および海底ケーブルの敷設に伴う地形 改変及び施設の存在による影響が考えられることから、地形改変及び施設の存在により影響を受 ける植物として、事業実施想定区域及びその周囲に生育する重要な植物及び藻場・サンゴ群集の 分布状況について整理した。

(b) 調査手法

調査手法は、既存文献などの収集整理により実施した。

(c) 調査地域

調査地域は、事業実施想定区域及びその周囲とした。

(d) 調査結果

ア. 重要な種の状況

調査の結果、事業実施想定区域及びその周囲において、重要な海藻草類8種、重要な潮間帯植物2種、重要な干潟・藻場・サンゴ群集に生育する植物8種が確認された。

イ.藻場・サンゴ群集の分布状況

藻場・サンゴ群集の分布状況を表 4.3-16 及び図 4.3-3~図 4.3-4 に示す。藻場の合計面積は 約3,887ha であり、事業実施想定区域内にテングサなどの藻場の分布が確認された。また局所的 にサンゴ群集分布が確認された。

No	名称(地名)	群落	選定基準注1)			麦穂()
No.			Ι	П	Ⅲ注2)	面積(ha)
1	大崎	藻場				36
2	初津	藻場				18
3	新井	藻場				30
4	川奈	藻場				30
5	宮ノ上	藻場				15
6	八幡野	藻場				17
7	北川	藻場				60
8	稲取	藻場				200
9	谷津	藻場				80
10	白浜、外浦、須崎	藻場			湿地	965
11	赤根島	藻場			湿地	103
12	神子元島	藻場				125
13	田牛	藻場			湿地	754
14	石廊崎	藻場			湿地	608
15	入間	藻場			湿地	5
16	妻良	藻場			湿地	182
17	伊浜	藻場			湿地	218
18	雲見	藻場			湿地	441
19	子浦長這	サンゴ群集			湿地	—
20	妻良	サンゴ群集			湿地	—
21	中木大根	サンゴ群集			湿地	_

表 4.3-16 事業実施想定区域及びその周囲の重要な植物群落(海域)

注1) 選定基準は以下のとおりである。

I: 「文化財保護法」(昭和 25 年 6 月 30 日法律第 214 号、最終改正:平成 30 年 6 月 8 日法律第 42 号)

Ⅱ: 「第5回 自然環境保全基礎調査 特定植物群落」(平成12年、環境庁)

Ⅲ: 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」(平成 31 年 4 月時点、環境省 HP) 湿地:重要湿地

注 2) 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」については、詳細な指定範囲が公開されていないため、確認さ れた植物群落のうち下田市、南伊豆町の沿岸に分布するものを基準に該当するとみなし、抽出した。





ウ. 専門家などヒアリング結果

既存文献の収集整理による調査結果の確認を目的とし、専門家などへのヒアリングを実施した。 ヒアリング結果の概要は表 4.3-17 に示す。

表 4.3-17 専	車門家などヒアリ	ング結果の概要	(藻類、藻場、	植物プランクトン等)
------------	----------	---------	---------	------------

専門分野	ヒアリング結果の概要
藻類、藻場	【文献調査による地域概況および既存資料の情報について】
(大学名誉教	- 海藻類は、数十年~百年周期での変動があり、これは攪乱のある陸上生態系と考え方は似ている。海
授)	域の方が比較的短い期間での変動である。定常状態を把握するためには現状だけでなく過去の状態も
	調べることが望ましい。
	 伊豆周辺の藻類相は、静岡県の水産試験場伊豆分場で以前から記録をしている。
	1960年代に伊豆周辺の藻類相をまとめた研究では、400種近く確認されている。
	【藻類等の生息状況および重要な種・生息地について】
	 カジメ群落が急激に減少した場合に、その原因はアイゴの食害や水温上昇等と言われているが、本当
	の原因は明らかにされていない。複合的な影響と思われる。
	・ 約 100 年前の東伊豆におけるカジメ調査報告(この際、初めて「磯焼け」という言葉が使用された。)
	においても、その原因は不明であったが、数年後にカジメ群落は回復した。
	・ 冷水性の大型コンブ科は、全国的に減少傾向である。ガラモ場、コンブ場は分布が北上しており、ホ
	ンダワラ類に置き換わっている。
	・ 伊豆半島の東岸・西岸は黒潮の影響を受けて水温が高く、亜熱帯性の藻類相である。伊東市と東伊豆
	・ 「豆干品の米井・臼井は赤柄の影響を又けて小温が向く、 亜が市住の保険相てめる。 デ米市と米チ豆 町の間の沖合いには湧昇流が発生しており、当該地でのみアントクメの群落がある。
	・ 伊豆半島南端のみ水温が低く、冷水性の大型褐藻類(カジメ・アラメ)が顕著である。特にカジメは ロナ目上畑に上型化し、黄がのにたる(黄単、黄単では見くてのの印度)。また変化まえたは現在目
	日本最大級に大型化し、茎が2mになる(東岸・西岸では長くて0.8m程度)。また密生するため現存量
	が大きい。
	・ サンゴ礁が局所的にあり、これは日本の造礁サンゴの分布ではかなり北である。日当たり、透明度が
	高いため、エダサンゴの一種が生育している。
	【事業による影響について】
	- 藻海藻類の生育条件としては、初期成長をする冬の低水温が最重要である。また、光量も光合成のた
	め重要である。
	- 栄養塩(特に鉄)は、外洋ではどこでも大きく変わらない。ごく沿岸は、河川の影響(山からの栄養・
	真水の流入等)を受けるため、アマモやアオノリ等はこのような環境に生育する。
	- 平均水温に1℃の変化があると、幼生期に生育できないため、その海域の生物は絶滅してしまう。
	・ 「「「「「」」」、「」」、「」」、「」」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「
	難しく、確認のしようがない。大事なのは、群落が維持されることである。
	香亜種の避空甘準でもスタ種レッドリフト空です。海洋牛物でけばらしてす DD (桂椒不見) しわって
	しまう。各地域のレッドリストや、LP(地域個体群)指定種を重要視すべきである。
	- 事業影響の判断基準として、当該海域ではどの程度、潜在的に生産量があるかを把握することが望ま
	しい。
	・ 大型褐藻類(ホンダワラ、コンブ類)は、その周辺環境の指標種となりうる。
	· 沖合に構造物を設置した場合、現況の下田港防潮堤のような大規模構造物では、水の流れが変わり藻
	類相に影響が出ているが、風力発電機のような1基の幅が数十m程度のものであれば、大きな影響は
	ないと思われる。
	・ 伊豆周辺は火山性で脆い石が多いため、台風後などでも微地形が変わる。ケーブル敷設の際に、岩礁
	域を改変する場合は、環境影響がないよう配慮する必要がある。

(2) 予 測

(a)予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・重要な海域の植物への影響
- ・藻場及びサンゴ群集への影響

(b) 予測手法

確認された重要な植物について、水深、基盤条件などにより分布特性を整理し、表 4.3-18 に示 す主な分布域ごとに区分し、事業による影響の程度をそれぞれ予測した。

確認された藻場及びサンゴ群集については、事業による直接改変の程度を予測した。

表 4.3-18 類型区分 (海域植物)

類型区分	整理基準
水深 50m 以浅の沿岸域	水深 0~50m の沿岸域。潮間帯や藻場から構成される。
水深 50~200m の沿岸域	水深 50~200m の沿岸域で、大陸棚の外縁までの区域。
水深 200m 以深の深海域また	水深 200m 以深の深海域または大陸棚より沖合の外洋域。事業実施想
は外洋域	定区域では風車設置予定範囲外である。

(c) 予測地域

予測地域は、調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

事業実施想定区域及びその周囲に生育する重要な植物について、直接改変及び施設の存在による影響を予測した結果は表 4.3-19 及び表 4.3-20 のとおりである。なお、水深 50m 以深の沿岸または外洋域に生息する可能性のある種は確認されなかった。

分類群	主な生息環境	種名	影響の予測結果				
海藻草類	水深 50m 以浅の沿岸域	ウミヒルモ(広義)、エビアマモ、タ	事業実施想定区域及びその周囲に				
		チアマモ、コアマモ、ヒロメ、ナガ	生育していることが想定されるた				
		オバネ、アツバノリ、トサカノリ	め、直接改変及び施設の存在による				
		(8 種)	影響が生じる可能性がある。				
潮間帯植物		コアマモ、トサカノリ					
		(2 種)					
藻場・干潟・		ウミヒルモ(広義)、エビアマモ、タ					
サンゴ群集		チアマモ、コアマモ、ヒロメ、ナガ					
に生育する		オバネ、アツバノリ、トサカノリ					
植物		(8 種)					

表 4.3-19 植物の重要な種への影響の予測結果(海域)

表 4.3-20 藻場及びサンゴ群集への影響の予測結果

分布域	群落	予測結果	
大崎、初津、新井、川奈、宮ノ上、八 幡野、北川、稲取、谷津、白浜、外浦、 須崎、赤根島、神子元島、田牛、石廊 崎、入間、妻良、伊浜、雲見	藻場	事業実施想定区域内に分布しており、 直接改変及び施設の存在による影響が 生じる可能性がある。	
子浦長這、妻良、中木大根	サンゴ群集	事業実施想定区域内に局所的に分布し ており、直接改変及び施設の存在によ る影響が生じる可能性がある。	

(3) 評価

(a)評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

水深 50m 以浅の沿岸域を主な生育環境とする重要な種および事業実施想定区域内に生育する藻 場及びサンゴ群集については、直接改変及び施設の存在による影響が生じる可能性がある。 なお、方法書以降の手続においては、以下の事項に留意する。

- ・現地調査により海域の植物及び藻場・サンゴ群集の生育状況を把握し、生育が確認された重要な種及び藻場・サンゴ群集に対して、事業による影響の予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・現地調査の実施にあたって、専門家意見等を踏まえ、対象事業実施区域及びその周囲に主な 生育環境が存在する種の生態的特性を踏まえて調査時期、調査方法などを検討する。

今後の手続において以上を着実に実施することにより、事業による重大な影響は回避または低 減できる可能性が高いと評価する。

4.3.6 景 観

(1) 調 査

(a)調査項目

調査項目は、以下のとおりとした。

・事業実施想定区域及びその周囲における景観資源の分布状況

・事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点の分布状況

(b) 調査手法

景観資源及び主要な眺望点について既存文献等の収集整理を行った。

(c) 調査地域

調査地域は、景観への影響が生ずる可能性がある範囲として、表 4.3.61 に示す「景観対策ガ イドライン(案)」(昭和 56年、UHV 送電特別委員会環境部会立地分科会)に基づく「垂直見込角 と鉄塔の見え方の知見」を参考に、風力発電機の高さを想定の最大高さである 260m とした場合に、 垂直見込角が 1.0°(+分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見 えにくい。)以上となる範囲として、事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から約 14.9km 以内 とした。

垂直見込角	鉄塔の見え方の知見		
0.5°	輪郭がやっとわかる。季節と時間(夏の午後)の条件は悪く、ガスのせいもある。		
1.0°	十分に見えるけれど、景観的にはほとんど気にならない。ガスがかかって見えにくい。		
	シルエットになっている場合は良く見え、場合によっては景観的に気になり出す。シルエットに		
$1.5 \sim 2^{\circ}$	よらず、さらに環境融和塗色されている場合には、ほとんど気にならない。光線の加減によって		
	は、見えないこともある。		
3°	比較的細部までよく見えるようになり、気になる。圧迫感は受けない。		
$5\sim6^{\circ}$	やや大きく見え、景観的にも大きな影響がある(構図を乱す)。架線もよく見えるようになる。圧		
5.~6	迫感はあまり受けない(上限か)。		
$10 \sim 12^{\circ}$	めいっぱいに大きくなり、圧迫感を受けるようになる。平坦なところでは垂直方向の景観要素と		
10~12	しては際立った存在になり周囲の景観とは調和しえない。		
20°	見上げるような仰角にあり、圧迫感も強くなる。		

表 4.3-21 垂直見込角と鉄塔の見え方の知見

出典:「景観対策ガイドライン(案)」(昭和56年、UHV送電特別委員会環境部会立地分科会)

(d) 調査結果

ア. 景観資源の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲における景観資源の状況を表 4.3-22(1)~(3)に、分布状況を 図 4.3-5(1)~(2)に示す。

事業実施想定区域及びその周囲における主な景観構成要素は、海食崖や節理、灯台、海岸等である。

イ.主要な眺望点の分布状況

事業実施想定区域及びその周囲における主要な眺望点の概要を表 4.3-23 に、分布状況及び主要な眺望方向を図 4.3-6 に示す。

	12 4.0 22 (1)		
No.	類型	自然景観資源名	名称
1		火山	天神原
2		火山群	蛇石火山群
3			天城火山群
4		海食崖	波勝崎
5			石廊崎
6			須崎の海食崖
7		海食洞	手石の阿陀ノ岩屋
8			天窓洞
9		海成段丘	須崎半島の海成段丘
10		岩門	逢の浜の海門
11	自然景観資源		千貫門
12		節理	逢の浜の車石
13			俵磯
14		断層海岸	伊浜の断層海岸
15			落居の断層海岸
16		地震断層	石廊崎断層
17		波食台	千畳敷
18			恵比須島
19		非火山性弧峰	寝姿山
20			婆姿羅山
21		陸けい砂州	瀬浜のトンボロ
次 判.・	「笛?回白伏彊悟	日本 美国国白秋晋语信	書報図」 (亚成元年 - 環境庁)

表 4.3-22(1) 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源

資料:「第3回自然環境保全基礎調查 静岡県自然環境情報図」(平成元年、環境庁)

No.	市町	景観資源区分	区分	名称	資料
m1	南伊豆町	観光・レクリエーション	海岸	大瀬海岸	1216
m2				奥石廊海岸	12316
m3				弓ヶ浜海岸	12316
m4				波勝崎	12316
m5			自然景観	下賀茂温泉の湯けむり	123
m6			動植物	ユウスゲ (奥石廊崎)	123
m7				マーガレット (伊浜地区)	12316
m8				ナノハナ (日野地区)	13
m9				マングローブ (青野川河口)	1
s1	下田市	観光・レクリエーション	海岸	白浜海岸(下田)	145616
s2				爪木崎海岸	516
s3			砂浜・磯浜	吉佐美の大浜	45616
s4			洞窟	龍宮窟	1456
s5			灯台	神子元島灯台	1
s6			動植物	白浜アロエの里	1456
s7				ハマユウ(田牛海岸)	16
s8				リトルエンジェル(寝姿山)	14
s9				アメリカンジャスミン(了仙寺)	14
s10		歷史的建造物	旧家・旧施設	雑忠(鈴木家)	1
s11			神社	下田八幡神社	4616
k1	河津町	観光・レクリエーション	海岸	今井浜海岸	7891016
k2		歷史的建造物	旧家・旧施設	木村屋敷	1

No.	市町	景観資源区分	区分	名称	資料
t1	松崎町	観光・レクリエーション	海岸	雲見海岸	111416
t2				松崎海岸	111121314
t3			自然景観	石部の棚田	111121314
t4				弁天島	113
t5				松崎港	11113
t6			動植物	ワイルドフラワーの花畑 (松崎町)	1
t7				アロエ(岩地地区)(岩地温泉入	(1)
ιı				口)	Û
t8		歷史的建造物	旧家・旧施設	伊豆文邸	11113
t9				岩科学校(国指定重要文化財)	11113
t10				旧大沢学舎(花の三聖苑内)	1
t11				近藤平三郎生家	1
t12				山光荘(旧依田家住宅)	11113
t13				中瀬邸	1111213
t14				松崎町内のなまこ壁通り周辺	1111314
t15				室岩洞	1114
n1	西伊豆町	観光・レクリエーション	海岸	三四郎島と瀬浜海岸	116
n2				堂ヶ島海岸	11516
n3				メガネッチョの眼が輝く	115
n4				伊豆西海岸の地形	1

表 4.3-22(3) 事業実施想定区域及びその周囲の景観資源

資料:①「ふじのくに文化資源データベース」(平成31年4月時点、静岡県HP)

②「ようこそ南伊豆町へ」(平成30年4月、南伊豆町・南伊豆町観光協会)

- ③「南伊豆へいらっしゃい」(平成30年、南伊豆町観光協会)
- ④「izupeninsula」(平成31年4月時点、下田市観光協会HP)
- ⑤「し~もん遊 Book」(平成 30 年、下田市)
- ⑥「下田温泉観光 MAP」(平成 27 年、下田市・下田市観光協会)
- ⑦「河津町案内図」(平成30年、河津町観光協会)
- ⑧「伊豆河津ガイドマップ」(平成29年6月、河津町・河津町観光協会)
- ⑨「河津まるごと体験」(平成27年6月、河津町・河津町観光協会)
- ⑩「河津町観光マップ」(平成27年11月、河津町・河津町観光協会)
- ① 「MASUZAKI IZU PENINSULA」(平成 30 年、松崎町観光協会)
- ⑫「田んぼをつかった花畑」(平成 31 年、松崎町・松崎町観光協会)
- ③「伊豆松崎温泉郷ごあんない図」(平成30年3月、松崎町観光協会)
- ⑭「花とロマンの里 松崎町」(平成 30 年、松崎町観光協会)
- 15「よってかっしゃい西伊豆町」(平成28年5月、西伊豆町)
- 16「伊豆半島沿岸海岸保全基本計画」(平成27年12月、静岡県)





	f i ma i	12 4. 3 23	工女な晩主点の似女	V to to t
No.	市町	名称	概要	資料
			石廊埼灯台は伊豆半島の最南端、石廊崎に立つ中型灯	
			台。相模灘と遠州灘の怒涛をうける絶壁が続き、先端	
m1	南伊豆町	石廊埼灯台	から水平線を見ると丸く見え、地球の丸さを確認でき	35
			る。周辺は、富士箱根伊豆国立公園に指定されていて、	
			壮大な太平洋のパノラマが展開している。	
			「池の原」と呼ばれる小さな高原にはなだらかな丘が	
m2		ユウスゲ公園	広がり、ユウスゲが自生する「ユウスゲ公園」がある。	234
m∠		エリスク公園	このなだらかな丘は約 40 万年前に噴火した南崎火山	5
			の溶岩が険しい谷を埋め立てて作り出したもの。	
			石畳にベンチを置き、周囲には樹木を植栽した明るい	
		20、6员前亡相	広場で、駿河湾の青い海原、波勝崎、宇留井島、二十	
m3		夕日ヶ丘展望広場	六夜山といった周辺の景観はもとより、遠く御前崎方	4
			面までを望むことができる。	
			国民休暇村南伊豆からタライ岬を経て、田牛まで抜け	
			る遊歩道がある。岬を越えると一転、奇岩やゴロタ石	
s1	下田市	タライ岬	の作り出す荒々しい海岸風景が目の前に。ウバメカシ	456
			の群落を抜けるとタライ岬に到着。雄大な太平洋を一	
			望できる。	
			恵比須島は橋で渡ることができる小さな島である。島	
			を一周する遊歩道には、軽石や火山灰が作る美しい縞	
s2		須崎恵比須島	模様や、荒々しい水底土石流など、太古の海底火山の	12
			名残が残る。島の南側に立つと伊豆諸島や神子元島を	
			一望できる。	
			山頂へは下田ロープエウェイで上ることができる。山	
			頂からは伊豆諸島の島々を望み、幕末には黒船来航時	
			の見張り台も置かれていた。寝姿山は、はるか昔に活	
s3		寝姿山	動を終えた海底火山が伊豆と本州の衝突とともに隆	26
			起・浸食され、火山の中心にあったマグマの通り道が	
			姿を現したものである。	
		1		

表 4.3-23 主要な眺望点の概要

資料:①「伊豆下田」(平成31年4月時点、下田市観光協会HP)

②「みどころの紹介」(平成31年4月時点、伊豆半島ジオパークHP)

③「南伊豆町観光協会」(平成 31 年 4 月時点、南伊豆町観光協会 HP)

④「ハローナビしずおか」(平成31年4月時点、静岡県観光協会HP)

⑤「南伊豆町」(平成31年4月時点、南伊豆町HP)

⑥「下田市」(平成31年4月時点、下田市HP)



(2) 予 測

(a)予測項目

予測項目は、以下のとおりとした。

- ・事業実施想定区域及びその周囲の景観資源及び主要な眺望点の改変の程度
- ・事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

・事業実施想定区域及びその周囲の主要な眺望景観の変化の程度

(b) 予測手法

ア.景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

予測手法は、景観資源及び主要な眺望点と事業実施想定区域の重ね合わせにより、改変の有無の把握を行った。

イ. 主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

風力発電機の可視領域図を作成し、主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性を把握した。 可視領域図は、国土地理院の基盤地図情報(10m 標高メッシュ)の標高データを使用し、風力 発電機の上端部を視認できる領域を抽出した。風力発電機の高さは想定の最大高さである 260m とした。また、風力発電機を設置する可能性がある範囲として、事業実施想定区域(風車設置予 定範囲)の最も外側の周囲に、風力発電機を1km間隔に仮配置して予測を行った。

ウ.主要な眺望景観の変化の程度

各眺望点から最寄りの風力発電機までの最短距離をもとに、各風力発電機の見えの大きさ(垂 直見込角)を算出し、眺望景観の変化の程度を把握した。

(c) 予測地域

予測地域は調査地域と同様とした。

(d) 予測結果

ア. 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

景観資源及び主要な眺望点の分布と事業実施想定区域を重ね合わせた結果、いずれの地点も事 業実施想定区域に含まれないことから、事業の実施による直接的な改変は生じないと予測する。 なお、事業実施想定区域は海域、主要な眺望点は陸域に位置している。

イ.主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

風力発電機の可視領域を図 4.3-7 に示す。 すべての主要な眺望点から、風力発電機が視認される可能性があると予測する。

ウ. 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望点6地点のうち、風力発電機の見えの大きさ(垂直見込角)が圧迫感を受けない上限と考えられる6°を超える地点は、「石廊埼灯台」、「ユウスゲ公園」、「夕日ヶ丘展望広場」、「タ ライ岬」、「須崎恵比須島」の5地点であると予測する。

なお、本予測結果は、地形のみを考慮したものであり、地物(樹木や建物等)による遮蔽は考 慮していない。したがって、現地の状況によっては不可視となる場合が想定される。



No.	名称	方向	距離	垂直見込角
1	石廊埼灯台	北東~北西	約 1.0km	15.0°
2	ユウスゲ公園	北東~北西	約 0.9km	20. 5°
3	夕日ヶ丘展望広場	東北東~西南西	約 1.7km	8.8°
4	タライ岬	北東~西北西	約 0.7km	22. 1°
5	須崎恵比須島	北北東~西北西	約 1.0km	12.0°
6	寝姿山	北東~西	約 2.8km	5. 3°

表 4.3-24 主要な眺望点からの風力発電機の見え方の予測結果

注)表中の方向は、北から時計回りで示す。距離は、各予測地点から仮配置した風力発電機までの最短距離を示す。

(3) 評価

(a) 評価手法

評価は、予測結果を基に、重大な影響が実行可能な範囲内でできる限り回避または低減される かどうかを評価した。

(b) 評価結果

ア. 景観資源及び主要な眺望点の改変の程度

事業実施想定区域内における景観資源及び主要な眺望点の分布はなく、直接的な改変は生じな いことから、事業の実施による重大な影響はないと評価する。

イ.主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性

予測の結果、すべての主要な眺望点から、風力発電機が視認される可能性がある。 今後の風車の配置等は、主要な眺望点等からの眺望景観、主要な眺望点の利用状況等を踏まえ た風力発電機の配置計画を検討することで、事業による重大な影響を回避または低減できる可能 性が高いと評価する。

ウ. 主要な眺望景観の変化の程度

主要な眺望点としている6地点のうち5地点(「石廊埼灯台」「ユウスゲ公園」「夕日ヶ丘展望 広場」「タライ岬」「須崎恵比須島」については、風力発電機の見えの大きさ(垂直見込角)が圧 迫を受けない上限と考えられる6°を超えるため、風力発電機に対して圧迫感を感じる等の影響 が生ずる可能性がある。

- ・今後、現地調査により主要な眺望点等からの眺望景観の状況等を把握し、事業による影響の 予測を行い、必要に応じて環境保全措置を検討する。
- ・今後の風車の配置等は、主要な眺望点等からの眺望景観、眺望点の利用状況等を踏まえて検 討する。

今後の手続きにおいて以上を着実に実施することにより、本事業による重大な影響を回避また は低減できる可能性が高いと評価する。

4.4. 総合的な評価

事業実施想定区域(風車設置予定範囲)に風力発電施設を設置することにより周辺環境に与える 影響を検討した結果、対象事業実施区域の絞り込みや、事業計画における配置計画などの配慮を行 うことにより、重大な環境影響は回避または低減されるものと評価した。

重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果を表 4.4-1(1)~(2)に整理した。

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において 留意すべき事項
騒音及び 超低周波音	事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から 2.0km の 範囲に住居の可能性がある建物は合計 10,791 戸、環境 配慮施設(学校、病院、福祉施設など)は合計 14 施設 存在しており、騒音及び超低周波音の影響を受ける可 能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討に おいて、右記に示した事項を着実に実施することによ り、事業による重大な影響を回避または低減できる可 能性が高いと評価する。	近傍の住居及び環境配慮施設(学校、病院、福祉施設など)への影響をできる限 り回避・低減するために、風力発電機の 配置計画や機種を検討する。 現地調査により住居等の分布を把握し、 事業による影響の予測を行い、影響が生 ずるおそれがある場合、必要に応じて環 境保全措置を検討する。
風車の影	事業実施想定区域(風車設置予定範囲)から2.2kmの 範囲に住居の可能性がある建物は合計12,841戸、環境 配慮施設(学校、病院、福祉施設など)は合計21施設 存在しており、風車の影の影響を受ける可能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討に おいて、右記に示した事項を着実に実施することによ り、事業による重大な影響を回避または低減できる可 能性が高いと評価する。	
動 物 (陸域)	山地、草地、湖沼などの内陸的環境を主な生息域とす る重要な種については、事業実施想定区域を利用する 可能性は低いため、重大な影響を回避または低減でき る可能性が高いと評価する。ただし、主な生息環境は 内陸部であるが、渡りの際に河口や海岸部を通過する 種は、事業実施想定区域の上空を飛翔することが想定 されるため、影響が生じる可能性がある。 海岸断崖地・海浜部・砂丘を主な生息域とする重要な 種については、事業実施想定区域及びその周囲の上空 を飛翔することが想定されるため、影響が生じる可能 性がある。 藻場・海域を主な生息域とする重要な種については、 事業実施想定区域及びその周囲の上空を飛翔すること が想定されるため、また生息地の直接改変が想定され ることから、影響が生じる可能性がある。 事業実施想定区域及びその周囲に存在する注目すべき 生息地については、鳥類の営巣地は陸域であり、事業 による直接改変はほとんど行わないため、重大な影響 を回避または低減できる可能性が高いと評価する。た だし、営巣地を利用する鳥類が事業実施想定区域及び その周囲の上空を飛翔することが想定されるため、施 設の存在及び施設の稼働により営巣する鳥類に影響が 生じる可能性がある。また、生息地が事業実施想定区 域内に一部存在するものについては、直接改変による 影響が生じる可能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討に おいて、右記に示した事項を着実に実施することによ り、事業による重大な影響を回避または低減できる可 能性が高いと評価する。	現地調査により動物の生息状況を把握 し、生息が確認された重要な種に対して 事業による影響の予測を行い、影響が生 ずるおそれがある場合、必要に応じて環 境保全措置を検討する。 現地調査の実施にあたって、専門家意見 等を踏まえ、対象事業実施区域及びその 周囲に主な生息環境が存在する種の生 態的特性を踏まえて調査時期、調査方法 などを検討する。 特に、コウモリ類、海鳥、渡り鳥や希少 猛禽類等については、対象事業実施区域 及びその周囲における飛翔高度や渡り ルート、利用状況等に留意して調査を行 う。

表 4.4-1(1) 重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果

表 4.4-1(2)	重大な環境影響が考えられる項目についての評価の結果
20 1. 1 1 (2/	

環境要素	評価結果	方法書以降の手続き等において 留意すべき事項
動 物 (海域)	 水深 50m 以浅および水深 50~200m の沿岸域を主な生息 環境とする重要な種については、直接改変及び施設の存在による影響が生じる可能性がある。 水深 200m 以深の深海域または外洋域を主な生息環境とする重要な種については、事業実施想定区域及びその周囲に生息する可能性は低いことから、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。 事業実施想定区域及びその周囲に存在する注目すべき生息地については、重要海域(沿岸)の一部が事業実施想定区域内に存在するため、直接改変による影響が生じる可能性がある。一方、重要海域(沖合表層域・沖合海底域)の一部が事業実施想定区域内に存在するものの、風車設置予定範囲外であるため、直接改変による影響が生じる可能性は低いことから、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。 事業実施想定区域から 20km 以上離れている生息地は、直接改変による影響は生じないことから、重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。ただし、営巣地を利用する鳥類が事業実施想定区域及びその周囲の上空を飛翔することが想定されるため、施設の存在及び施設の稼働により営巣する鳥類に影響が生じる可能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討において、右記に示した事項を着実に実施することにより、事業による重大な影響を回避または低減できる可能性が高いと評価する。 	現地調査により海域の動物の生息状況 を把握し、生息が確認された重要な種 に対して、事業による影響の予測を行 い、影響が生ずるおそれがある場合、 必要に応じて環境保全措置を検討す る。 現地調査の実施にあたって、専門家意 見等を踏まえ、対象事業実施区域及び その周囲に主な生息環境が存在する種 の生態的特性を踏まえて調査時期、調 査方法などを検討する。
植物	水深 50m 以浅の沿岸域を主な生育環境とする重要な種 及び事業実施想定区域内に生育する藻場及びサンゴ群 集については、直接改変及び施設の存在による影響が生 じる可能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討に おいて、右記に示した事項を着実に実施することによ り、事業による重大な影響を回避または低減できる可能 性が高いと評価する。	現地調査により植物及び藻場の生育状 況を把握し、生育が確認された重要な 種及び藻場・サンゴ群集に対して、事 業による影響の予測を行い、必要に応 じて環境保全措置を検討する。 現地調査の実施にあたって、専門家意 見等を踏まえ、対象事業実施区域及び その周囲に主な生育環境が存在する種 の生態的特性を踏まえて調査時期、調 査方法などを検討する。
景観	主要な眺望点としている6地点のうち5地点について、 風力発電機の見えの大きさ(垂直見込角)が圧迫を受け ない上限と考えられる6°を超えるため、風力発電機に 対して圧迫感を感じる等の影響が生ずる可能性がある。 今後の環境影響評価の手続や更なる事業計画の検討に おいて、右記に示した事項を着実に実施することによ り、事業による重大な影響を回避または低減できる可能 性が高いと評価する。	主要な眺望点からの眺望景観、主要な 眺望点の利用状況等を踏まえて、風力 発電機の配置計画を検討する。 現地調査により主要な眺望点等からの 眺望景観の状況等を把握し、事業によ る影響の予測を行い、必要に応じて環 境保全措置を検討する。

第5章 計画段階環境配慮書を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 計画段階環境配慮書の作成は、以下に示す者に委託した。

名	称	アジア航測株式会社	
代表者0	D氏名	代表取締役社長 小川 紀一朗	
住	所	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号	新宿グリーンタワービル 15 階